

計画参考 51 大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定

大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と財団法人名古屋国際センター（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害等による外国人住民の被害を軽減するための通常時及び災害発生時の役割について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づく外国人支援の一環として、甲及び乙が果たすべき役割について、必要な事項を定める。

（甲の役割）

第2条 甲は、通常時においては、災害発生時の外国人支援制度の整備に努めるなど外国人住民支援についての総合調整を行うこととし、必要な都度、乙にその情報を提供することとする。

2 甲は、災害発生時においては、甲が設置する災害対策本部の発表する情報を逐一、乙に提供することとし、必要な指示を乙に対し行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、大規模地震発生時等に外国人住民への支援が円滑に行えるよう、行動計画を策定することとする。

2 乙は、前項の計画の管理を行い、通常時においては、甲の指示及びこの計画に基づき、外国人住民向け広報・啓発等を実施するなど、災害発生時に備え必要な取り組みを行うこととする。

3 乙は、災害発生時においては、災害にかかる情報の収集に努めるとともに、第1項に定める計画及び甲の指示に基づき、外国人震災救援センターを設置し、他の業務に優先して、外国人住民への情報提供等必要な業務を行うこととする。

（経費負担）

第4条 前条において、乙の通常時及び災害発生時の活動に伴い発生する費用は、原則として甲の負担とする。

（共通事項）

第5条 第2条及び第3条の規定に関わらず、災害発生時において、緊密な連絡調整が困難である場合は、甲乙各々が外国人住民の被害軽減のために、相互補完的に活動することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（附則）

1 この協定書の有効期間は平成21年3月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 21 年 3 月 1 日

(甲) 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久

(乙) 財団法人名古屋国際センター

代表者 理事長 鈴木 勝久

センターの名称変更に関する覚書

名古屋市（以下「甲」という。）と公益財団法人名古屋国際センター（以下「乙」という。）は、平成 21 年 3 月 1 日に甲乙間で締結した大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定（以下、「原協定」という。）の一部について、次のとおり変更することとし、覚書を締結する。

（名称変更）

原協定第 3 条第 3 項の「外国人震災救援センター」を「災害時多言語支援センター」に変更する。

その他の項目については原協定のとおりとする。

なお、本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通ずつ保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市中村区那古野一丁目 47 番 1 号

財団法人名古屋国際センター

代表者 理事長 古川 直樹

計画参考 52 災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と、[別記14事業者]（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の協力要請に基づき乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認める時は、乙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

（1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

（2）その他、必要と認められる事項。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（活動に関する協議）

第3条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第6条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

（費用の負担）

第7条 第2条による甲の協力要請に基づき乙が行った活動に対する費用負担については、甲は乙の活動に対する適正な対価を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（平常時の準備）

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の順守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはいけない。活動完了後もまた同様とする。

(暴力団の排除)

第13条 甲及び乙は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）の規定を遵守し、本協定に基づく連携事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

2 乙が前項の規定に違反していると認められるときは、甲は通知又は催告することなく直ちにこの協定を解除することができるものとする。また、その場合は、甲は乙に対し損害賠償義務を負わないものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の期間は、締結の日から平成31年3月31日まで効力を有するものとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年7月23日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 [別記14事業者]

年 月 日

御中

名古屋市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電 話、FAX等による 要 請 日 時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

別記

	所在地	事業者名	締結代表者	協定締結 年月日
1	名古屋市熱田区神宮 四丁目 9 番 21 号	株式会社エアロテック	代表取締役 佐々木 博一 代表取締役 西村 憲治	平成 30 年 7 月 23 日
2	京都府京都市南区東九 条西岩本町 10-2 イリアスオフィス 2 階	一般社団法人ドローン 撮影クリエイターズ協 会	代表者 代表理事 坂口 博紀	平成 30 年 10 月 16 日
	大阪府大阪市北区錦町 4-82	一般社団法人地域再 生・防災ドローン利活 用推進協会	代表者 代表理事 沖 貴博	
3	名古屋市中川区野田一 丁目 679-1	ダブリュー・アンド・ リバー・サービス株式 会社	代表取締役 西川 崇	平成 31 年 3 月 1 日
4	愛知県春日井市味美西 本町 2263-5	株式会社 DSA	代表取締役 梅原 丈嗣	平成 31 年 3 月 26 日
5	名古屋市熱田区尾頭町 2 番 22 号	株式会社 NT セブンス	代表取締役社長 疋田 亮	平成 31 年 3 月 26 日
6	愛知県名古屋市中区古 渡町 14-3 丸美シティマンション 金山 2F	株式会社 For Nature	代表取締役 安田 公也	平成 31 年 3 月 26 日
7	愛知県名古屋市区西新 木町 97 番地 5	株式会社大広	代表取締役 安井 茂	平成 31 年 3 月 26 日
8	愛知県春日井市不二ガ 丘三丁目 28 番地	株式会社テラ・ラボ	代表取締役 松浦 孝英	令和元年 6 月 25 日
9	名古屋市中村区五反城 町四丁目 31 番地	株式会社高坂工業	代表取締役 松本 修蔵	令和元年 8 月 9 日
10	東京都調布市国領町 三丁目 4 番 41 号	特定非営利活動法人ク ライシスマップーズ・ ジャパン	理事長 古橋 大地	令和 3 年 4 月 30 日
11	名古屋市西区山田町 上小田井東古川 3117	株式会社 WES-VI	代表取締役社長 西村 壽鳳	令和 3 年 5 月 24 日
12	名古屋市名東区一社 四丁目 255 番地	株式会社二友組	代表取締役 辻 亨	令和 5 年 10 月 27 日
13	名古屋市南区鳥山町 二丁目 3 の 2 番地	丸山建設株式会社	代表取締役 丸山 信秀	令和 5 年 11 月 7 日
14	名古屋市中村区畑江通 七丁目 1 番 1 号	総合警備保障株式会社 名古屋支社	支社長 松本 安之	令和 6 年 3 月 27 日

計画参考 53 災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）について相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市内で災害が発生し、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携して取り組む事項を明らかにし、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、名古屋市内とする。（市外の本市管理道路を含む。）

（平時の連携）

第3条 甲及び乙は、平時及び災害時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（災害時の連携）

第4条 甲及び乙は、災害時には、相互に連携し、災害復旧を進めるものとする。

2 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、双方が連携して通行の確保を可能な範囲で、優先的に実施するものとする。

3 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業の要請等をできるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

4 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲に協力を求め、及び甲を通じて関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

5 甲及び乙は、大規模な停電が発生している地域の被災状況、停電の復旧状況、道路啓開状況等の情報について、情報共有を行う。また、甲及び乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

（要請手続等）

第5条 第3条及び第4条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第8条 この協定の実施にあたっては、甲乙が相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 愛知県名古屋市中区千代田二丁目12番14号
中部電力パワーグリッド株式会社
代表者 名古屋支社長 下 村 公彦

災害時における相互連携に関する確認書

名古屋市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、令和４年３月２５日付けで締結した「災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定」（以下「協定」という。）の第３条第１項、第４条第１項から第３項に関して、以下のとおり確認する。

（平時における情報共有）

第１条 この確認書に基づく協力に係る各機関部署の窓口は別表のとおりとし、変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

２ 甲は、甲が管理する災害時に優先的に啓開すべき道路（以下「優先啓開道路」という。）についての情報を、乙と共有するものとする。

３ 甲及び乙は、災害拠点病院等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。また、甲は、甲が所有する重要施設における自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。

（大規模な停電発生時における連携体制）

第２条 甲は、必要に応じて、甲が開催する名古屋市災害対策本部本部員会議等への出席を、乙に求めることができるものとする。

２ 乙は、必要に応じて、甲の災害対策本部へ連絡員を派遣するものとする。

（電力設備等の除去）

第３条 乙は、災害時には、道路の通行に支障となる電力設備等の除去を、可能な限り優先して実施するものとする。

２ 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の電力設備が支障を来すと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

３ 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は技術員を派遣し、電气的安全措置等を実施することとする。

４ 第２項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立ち合いのもと実施することとする。

（道路啓開作業の要請）

第４条 乙は、甲に対して、停電復旧工事に向かうための道路啓開作業を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を記載した書面を、甲に提出するものとし、これに対し甲は書

面により回答する。

- (1) 作業内容
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 写真又は被災状況等が分かる図面等
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

（軽易な作業）

第5条 乙は、停電復旧のために必要な道路の通行に係る軽易な作業について、自ら実施可能と判断した場合は、自己の責任において、実施できるものとし、実施箇所について甲と情報共有するものとする。

（協 議）

第6条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 愛知県名古屋市中区千代田二丁目12番14号
中部電力パワーグリッド株式会社
代表者 名古屋支社総務部長 西 川 友 樹

計画参考 54 災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）について相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市内で災害が発生し、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携して取り組む事項を明らかにし、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、名古屋市内とする。（市外の本市管理道路を含む。）

（復旧に向けた平時の連携）

第3条 甲及び乙は、平時及び災害時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（災害時の連携）

第4条 甲及び乙は、災害時には、相互に連携し、災害復旧を進めるものとする。

2 乙は、災害発生時に仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案するとともに、甲と情報共有を行うものとする。

3 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、可能な限り優先的に実施するものとする。

4 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業の要請等をできるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

5 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲に協力を求め、及び甲を通じて関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。

6 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生している地域の被災状況、通信障害の復旧状況、道路啓開状況等の情報について、情報共有を行う。また、甲及び乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

（要請手続等）

第5条 第3条及び第4条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第8条 この協定の実施にあたっては、甲乙が相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
代表者 執行役員東海支店長 安部 真弘

災害時における相互連携に関する確認書

名古屋市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年3月31日付けで締結した「災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定」（以下「協定」という。）の第3条第1項、第4条第1項、第3項及び第4項に関して、以下のとおり確認する。

（平時における情報共有）

第1条 この確認書に基づく協力に係る各機関部署の窓口は別表のとおりとし、変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

2 甲は、甲が管理する災害時に優先的に啓開すべき道路（以下「優先啓開道路」という。）についての情報を、乙と共有するものとする。

3 甲は、通信障害の復旧のための機器を配置すべき重要施設のリストをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。

（大規模な通信障害発生時における連携体制）

第2条 甲は、必要に応じて、甲が開催する名古屋市災害対策本部本部員会議等への出席を、乙に求めることができるものとする。

2 乙は、必要に応じて、甲の災害対策本部へ連絡員を派遣するものとする。

（通信設備等の除去）

第3条 乙は、災害時においては、道路の通行に支障となる通信設備等の除去を、可能な限り優先して実施するものとする。

2 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の通信設備が支障を来すと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる通信設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は技術員を派遣し、安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による通信設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立ち合いのもと実施することとする。

（道路啓開作業の要請）

第4条 乙は、甲に対して、通信障害復旧工事に向かうための道路啓開作業を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を記載した書面を、甲に提出するものとし、これに対し甲は書面により回答する。

- (1) 作業内容
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 写真又は被災状況等が分かる図面等
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

（軽易な作業）

第5条 乙は、通信障害復旧のために必要な道路の通行に係る軽易な作業について、自ら実施可能と判断した場合は、自己の責任において実施できるものとし、実施箇所について甲と情報共有するものとする。

（協 議）

第6条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印又は署名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
代表者 東海支店設備部長 鈴木 重明

計画参考 55 堀川口防潮水門操作要綱

改正 平成 25 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年 6 月 1 日

堀川口防潮水門操作要綱の一部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく、海岸法施行規則（昭和 31 年農林省・運輸省・建設省令第 1 号）第 5 条の 5 及び第 5 条の 6 で定めるところにより、高潮、異常潮位及び津波の各発生時並びにそれらの発生のおそれがある場合の堀川口防潮水門（以下「水門」という。）及び水門附属ポンプ施設（以下「ポンプ」という。）の操作及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主体)

第 1 条の 2 建設部施設事務所運河河川管理センター所長（以下「管理センター所長」という。）は、名古屋港管理組合管理者（以下「管理者」という。）より命を受け、建設部長を経て、建設部担当課長（運河河川管理担当）（以下「担当課長（運河河川管理担当）」という。）の総括の下に、この要綱に定める必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、必要に応じて、水門及びポンプ（以下「施設」という。）の操作、監視、点検等を委託することができる。

(水門閉鎖の事由)

第 2 条 水門は、次に掲げる場合に閉鎖するものとする。

(1) 名古屋港の潮位が $NP + 3.0$ m を超えるおそれがあるとき。

(2) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波警報又は大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき。

(水門閉鎖の決定等)

第 3 条 管理者は、前条第 1 号の事由が生じた場合は、水門閉鎖の可能性の決定及び水門閉鎖の決定を行うものとする。

2 水門閉鎖の可能性の決定は、できる限り水門閉鎖準備及び閉鎖告知を行うことが可能な範囲で行うものとする。

3 前条第 2 号の事由が生じた場合は、直ちに水門の閉鎖を行うものとする。

(水門閉鎖命令等)

第 4 条 管理者は、水門閉鎖の決定を行った場合には、直ちに建設部長に水門閉鎖開始の時期を告げ、閉鎖を命ずるものとする。

2 水門閉鎖開始の時期は、気象状況等を注視し、内水位が $NP + 3.0$ m を超えないよう留意するものとする。

3 管理者は、水門閉鎖後に強い降雨が予測される場合は、水門閉鎖開始の時期にかかわらず、できる限り $NP + 1.5$ m で閉鎖を命ずるものとする。

(水門閉鎖の通報)

第 5 条 管理者は、水門閉鎖の可能性の決定又は水門閉鎖の決定を行った場合は、直ちに名古屋海上保安部長及び名古屋市長並びに水門通航利用者にその旨及び閉鎖作業開始の予定時刻を通報するものとする。ただし、名古屋市災害対策本部等が設置された場合においては、名古屋市災害対策本部長等への通報をもって名古屋市長への通報に代えるものとする。

2 第 2 条第 2 号の事由により水門閉鎖を行う場合の通報については、前項の例により行うものとする。

(非常配備等の基準)

第6条 第2条に規定する事由により水門閉鎖を行う必要がある場合における非常配備等の基準は、別表1のとおりとする。

2 非常配備要員が参集するまでの間は、別表1の初動体制による要員（第14条において「初動体制要員」という。）により防災活動を行うものとする。

3 名古屋港管理組合災害対策本部が設置された場合における非常配備等の基準は、名古屋港管理組合防災計画実施要綱（平成8年訓第1号）第9条に定めるとおりとする。ただし、第2条に規定する事由により水門閉鎖を行う必要がある場合には、別表1のとおりとする。

（水門閉鎖作業）

第7条 管理センター所長は、担当課長（運河河川管理担当）を経て建設部長より水門の閉鎖命令のあったときは、潮位の動向に留意し、当該命令後、速やかに水門を閉鎖するものとする。

2 水門の閉鎖は、通常、通航水門、排水水門の順に行い、降雨等の状況によってポンプの運転を行うものとする。この場合において、ポンプの運転は、水門閉鎖の状況にかかわらず行うものとする。

3 水門の通航水門（以下「通航水門」という。）を閉鎖するときは、通航信号を「赤」とし、船舶に通航禁止を明示するものとする。

4 管理センター所長は、第2条第1号の規定に基づき水門を閉鎖しているときは30分ごとに、同条第2号の規定に基づき水門を閉鎖しているときは状況に応じて、内外水位を記録するものとする。

5 水門閉鎖中に内水位が外水位を上回るときは、次条第1項及び第2項の規定にかかわらず、通航水門の破損防止のために水門を開放するものとする。

6 担当課長（運河河川管理担当）は、緊急事態等やむを得ない事由があるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その必要の限度において、施設の運転操作をすることができるものとする。

（水門開放作業）

第8条 管理者は、水門閉鎖の必要がないと判断した場合、建設部長に水門開放を指示するものとする。

2 管理センター所長は、担当課長（運河河川管理担当）を経て建設部長より開放指示があり、かつ、水門内外水位が同水位になった場合には、速やかに水門を開放するものとする。

3 水門の開放の順は、通常、排水水門を開放し、その流水傾向を確認の上、通航水門を開放し、ポンプの運転を行っている場合は、その運転を停止するものとする。

4 通航水門の開放を完了し、船舶の通航が可能となった場合は、通航信号を「青」とし、船舶に通航可能を明示するものとする。ただし、外潮位の変動等があり、通航水門を開放した後においても担当課長（運河河川管理担当）が船舶の通航が危険であると判断した場合においては、通航信号を「赤」のままとし、船舶の通航を禁止するものとする。

（作業完了の報告）

第9条 管理センター所長は、前2条に規定する作業がそれぞれ完了した都度、担当課長（運河河川管理担当）を経て、建設部長より管理者に報告するものとする。

（水門通航可能の通報）

第10条 管理者は、水門通航可能となった場合には、その旨及び水門開放作業完了の時刻を第5条第1項の例により通報するものとする。

（非常配備の解除）

第11条 管理者は、第2条各号に規定する水門閉鎖の事由が解消したとき及び設置されていた名古屋港管理組合災害対策本部が解散したときは、非常配備を解除するものとする。

（操作従事者の安全確保）

第12条 施設の操作等に従事している本組合職員及び業務委託者（以下この条において「本組合職員等」という。）は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を

基に算出された退避時刻を経過する前に、施設の点検を完了又は中止し、堀川口防潮水門ポンプ所の安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本組合職員等は、自らの安全が確保されていないと判断した場合は、直ちに安全な場所に避難するものとする。
- 3 本組合職員等は、安全な場所に避難を完了したときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。
- 4 本組合職員等が安全に施設を操作し、安全に避難する際の退避経路及び避難場所並びに操作及び退避に関する設定時間等は、別に定める。

(操作等に関する記録)

第13条 管理センター所長は、水門閉鎖作業を実施した場合は、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び完了の年月日及び時刻
- (2) 気象、水象又は地震の状況
- (3) 操作した施設の名称
- (4) 操作の際に行った通知の状況
- (5) 第7条第6項に該当するときは、当該操作の理由
- (6) その他必要な事項

(突発事態の措置)

第14条 管理センター所長又は初動体制要員は、突発事態が発生した場合は、直ちに当該事態の概要を、担当課長（運河河川管理担当）を経て、建設部長より管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 管理センター所長は、前項の規定による措置を講じた場合は、担当課長（運河河川管理担当）を経て、建設部長より当該内容を管理者に報告するものとする。
- 3 管理者は、前項の報告をうけたときは、直ちに名古屋海上保安部長及び名古屋市長にその旨を通報するものとする。ただし、名古屋市災害対策本部等が設置された場合においては、名古屋市災害対策本部長等への通報をもって名古屋市長への通報に代えるものとする。
- 4 第1項の突発事態が切迫した状況にあり、管理者の指示を受けるとまがないときは、管理センター所長又は初動体制要員は、自らの判断により応急措置を講じることができる。この場合において、管理センター所長又は初動体制要員は、速やかに担当課長（運河河川管理担当）を経て、建設部長より管理者に報告し、以後の指示を受けなければならない。

(施設の保全及び維持管理)

第15条 管理者は、施設の機能を維持し、施設の操作に支障が生じないように、計画的な施設の保全及び維持管理に努めるものとする。

(点検及び整備)

第16条 管理者は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を行うとともに、その記録を保管するものとする。この場合において、施設の点検については、別表2に規定する点検の頻度以上の頻度で行うものとする。

(研修及び操作訓練の実施及び記録)

第17条 防災活動に携わる職員は、迅速かつ確実に防災活動を行うため通常業務を通じて施設の操作の習熟を図るとともに、定期的に情報伝達等の訓練を行うものとする。この場合において、施設の操作の訓練については、別表2に規定する訓練の頻度以上の頻度で行うものとする。

- 2 管理センター所長は、前項の研修及び訓練を実施した場合、当該研修及び訓練について記録するものとする。

(設備、体制及び運用の見直し)

第18条 管理者は、必要に応じて、この要綱の改定を行うものとする。

(雑則)

第19条 名古屋港管理組合防災計画(昭和38年制定)に規定する災害対策本部が設置された場合におけるこの要綱の適用については、この要綱中「管理者」とあるのは「本部長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成25年建設部長通知)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、この要綱による改正後の堀川口防潮水門操作要綱の規定は、同年3月7日から適用する。

附 則(平成27年建設部長通知)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年建設部長通知)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表1 (第6条及び第14条関係)

堀川水門担当非常配備等の基準

1 非常配備の基準

種類	配備時期	要員	活動要領
第一非常配備	地震発生により次の潮位状況となるとき。 (1) 伊勢・三河湾に気象業務法に基づく津波注意報(以下「津波注意報」という。)が発表され、津波到達予想時刻に推算潮位がNP+1.5mを超えるとき。 (2) 伊勢・三河湾が津波注意報の指定外であっても、推算潮位がNP+2.5m以上で危険性があると判断したとき。	計4名 1 総括 管理センター所長 2 監視及び連絡 担当係長(堀川水門担当) 3 各施設運転前準備、気象情報収集、活動記録、連絡及び監視並びに非常配備変更に伴う引継ぎ 2名	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡及び活動記録並びに非常配備変更に伴う引継ぎ

第二非常配備	1 地震発生により伊勢・三河湾に津波注意報が発表され、津波到達予想時刻に推算潮位がNP+2.0mを超えるとき。 2 名古屋港管理組合防災計画実施要綱（平成8年訓第1号）第17条の防災連絡調整会議より堀川水門担当要員の待機命令があったとき。 3 第一非常配備をとり、必要があると判断したとき。 4 気象庁が異常潮位に関する情報を発表し、NP+2.9mを超える2時間前の時点において必要があると判断したとき。 5 突発的な異常潮位により、NP+2.9mを超える可能性があるとき。	計9名 1 総括 管理センター所長 2 情報収集、監視・連絡及び操作指示 担当係長（堀川水門担当） 3 気象情報収集、活動記録、連絡、利用者へのFAX送付、監視及び各施設操作並びに運転前準備、操作及び操作確認 7名	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡及び活動記録並びに施設の操作及び監視
---------------	--	--	--

注 ポンプは、降雨状況や上流部水位の状況等を確認し、1号機から3号機までを適宜運転する。

2 津波警報又は大津波警報が発表され、第二非常配備体制が整うまでの間における初動体制の基準

種類	配備時期	要員	活動要領
初動体制	気象業務法に基づく津波警報又は大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき。	計5名 1 地震後の施設点検、気象情報収集、活動記録、連絡、利用者へのFAX送付、監視及び各施設操作並びに運転前確認及び操作確認 2名 2 地震後の施設点検、利用者へのFAX送付、監視及び各施設操作並びに運転前確認及び操作 3名	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡及び活動記録並びに施設の操作及び監視

別表2（第16条及び第17条関係）

点検及び訓練頻度

施設名	所在位置	点検及び訓練の頻度※
水門	名古屋市港区東築地町1番地5先	月1回
1号ポンプ	名古屋市港区東築地町1番地5先	月2回
2号ポンプ	名古屋市港区東築地町1番地5先	月2回
3号ポンプ	名古屋市港区東築地町1番地5先	月2回

※点検、整備等により点検及び訓練の頻度を変更する場合がある。

中川口通船門等操作要綱

令和 元年 6 月 5 日
建設部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、海岸法(昭和31年法律第101号)第14条の2第1項の規定に基づく海岸法施工規則(昭和31年農林省・運輸省・建設省令第1号)第5条の5及び第5条の6で定めるところにより、中川口通船門(以下「通船門」という。)及び取水門の津波高潮防災活動時における操作及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「津波高潮防災」とは、津波又は高潮発生時及びその発生のおそれがある場合における通船門の閉鎖、通航禁止及び取水門の閉鎖(以下「通船門の通行禁止等」という。)の活動並びに水位観測をいう。

(管理主体)

第3条 建設部施設事務所運河河川管理センター所長(以下「管理センター所長」という。)は名古屋港管理組合管理者(以下「管理者」という。)より命を受け、建設部長を経て、建設部担当課長(運河河川管理担当)(以下「担当課長(運河河川管理担当)」という。)の総括の下に、この要綱に定める必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、必要に応じて、通船門及び取水門(以下「施設」という。)の操作、監視、点検等を委託することができる。

(決定)

第4条 管理者は、津波高潮防災活動の実施の決定を行うものとする。

(命令)

第5条 管理者は、前条の実施決定後、直ちに建設部長に対し、津波高潮防災活動の実施を命ずるものとする。

(非常配備の基準等)

第6条 津波高潮防災活動に係る非常配備の基準は、別表1のとおりとする。

2 非常配備要員が参集するまでの間は、別表1の2の表の初動体制に必要な要因(第13条において「初動体制要員」という。)により津波高潮防災活動を行うものとする。

3 管理者は、別表1の非常配備における津波高潮防災活動に必要な要因を確保するものとする。

(津波高潮防災活動の実施)

第7条 管理センター所長は、通船門イの場合に通船門の通航禁止等の措置を行うものとする。

(1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波注意法、津波警報、大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき。

(2) 気象業務法に基づく高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報が名古屋市に発表されたとき。

2 前項第1号の事由が生じた場合は、忠地に通船門の通航禁止等を行うものとする。

- 3 津波高潮防災活動は、別表 1 に規定する活動要領に基づき行うものとする。
- 4 管理センター所長は、状況に応じて中川運河の内外水位を記録するものとする。
- 5 管理者は、通船門の通航禁止等の決定を行った場合は、忠地に名古屋海上保安部長及び名古屋市長並びに通船門通航利用者にその旨及び通航禁止の決定時刻を通報するものとする。ただし、名古屋災害対策本部等が設置された場合においては、名古屋市災害対策本部長等への通報をもって名古屋市長への通報に代えるものとする。
- 6 担当課長（運河河川管理担当）は、緊急事態津でやむを得ない事由があるときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その必要の限度において、通船門の通航禁止等を行うことができるものとする。

（津波高潮防災活動の終了）

第 8 条 管理者は、通船門の通航禁止等の必要がない場合は、建設部長に通船門の通航禁止等の解除を指示するものとする。

- 2 管理センター所長は、担当課長（運河河川管理担当）を経て建設部長より通船門の通航禁止等の解除の指示があった場合は、速やかに通船門の通航禁止等を解除するものとする。

（津波高潮防災活動の終了の報告）

第 9 条 管理センター所長は、津波高潮防災活動が終了した場合は、直ちに担当課長（運河河川管理担当）を経て、建設部長より管理者に報告する者とする。

- 2 管理者は、通船門の通航が可能となった場合には、その旨及び通船門の通航禁止等の解除の時刻を、第 7 条第 5 項の例により報告するものとする。

（非常配備の解除）

第 10 条 管理者は、通船門の通航禁止等を解除したとき及び設置されていた名古屋港管理組合災害対策本部が解散したときは、非常配備を解除するものとする。

（操作従事者の安全確保）

第 11 条 施設の操作等に従事している本組合職員及び第 3 条第 2 項の規定により管理者が委託した業務委託者（以下この条において「本組合職員」7 という。）は、あらかじめ定められた方法により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時間を経過する前に、施設の点検を完了又は中止し、中川口ポンプ所の安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本組合職員等は、自ら安全の確保が確保されていないと判断した場合は、直ちに安全な場所に退避するものとする。

- 3 本組合職員等は、安全な場所に退避を完了したときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。
- 4 本組合職員等が安全に施設を操作し、安全に退避する際の退避経路及び退避場所並びに操作及び退避に関する設定時間等は、別に定める。

（操作等に関する記録）

第 12 条 管理センター所長は、津波高潮防災活動を実施した場合は、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象、水象又は地震の状況
- (3) 操作した施設の名称
- (4) 操作の際に行った通知の状況

(5) 第 7 条第 6 項に該当するときは、当該操作の理由

(6) その他必要事項

(突発事態の措置)

第 13 条 管理センター所長又は初動体制要員は、突発事態が発生した場合は、直ちに当該事態の概要を、担当課長(運河河川管理担当)を経て、建設部長より管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理センター所長は、前項に規定による措置を講じた場合は、担当課長(運河河川管理担当)を経て、建設部長より管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに名古屋海上保安部長及び名古屋市長にその旨を通報するものとする。ただし、名古屋災害対策本部等が設置された場合においては、名古屋市災害対策本部長等への通報をもって名古屋市長への通報に代えるものとする。

4 第 1 項の突発事態が切迫した状況にあり、管理者の指示を受けるいとまがないときは、管理センター所長又は初動体制要員は、自らの判断により応急措置を講じることができる。この場合において、管理センター所長又は初動体制要員は、速やかに担当課長(運河河川担当)を経て、建設部長より管理者に報告し、以後の指示を受けなければならない。

(施設の保全及び維持組合)

第 14 条 管理者は、施設の機能を維持し、施設の操作に支障が生じないように、計画的な施設保全及び維持管理に努めるものとする。

(施設の点検及び整備)

第 15 条 管理者は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を行うとともに、その記録を保管するものとする。この場合において、施設の点検については、別表 2 に規定する点検の頻度以上で行うものとする。

(研修及び操作訓練の実施及び記録)

第 16 条 津波高潮防災活動に携わる職員は、迅速かつ確実に津波高潮防災活動を行うため通常業務を通じて施設の操作の習熟を図るとともに、定期的に情報伝達等の訓練を行うものとする。この場いいにおいて、施設の操作の訓練については、別表 2 に規定する訓練の頻度以上頻度で行うものとする。

2 管理センター所長は、前項の研修及び訓練を実施した場合、当該研修及び訓練について記録するものとする。

(設備、体制及び運用の見直し)

第 17 条 管理者は、必要に応じて、この要綱の改定を行うものとする。

(雑則)

第 18 条 名古屋港管理組合防災計画(昭和 38 年制定)に規定する災害対策本部が設置された場合におけるこの要綱の適用については、この要綱中「管理者」とあるのは「本部会議又は本部幹事会」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、令和 元年 6 月 6 日から施行する。

中川運河津波高潮防災活動非常配備の基準

1 非常配備の基準

種類	配 備 時 期	活 動 要 領
第一非常配備	気象業務法に基づく津波注意報が伊勢・三河湾に発表されたとき又は、高潮注意報、高潮警報若しくは高潮特別警報が名古屋市に発表されたとき。	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡、通船門の通航禁止等、活動記録及び非常配備変更に伴う引継ぎ
第二非常配備	気象業務法に基づく津波注意報は伊勢・三河湾に発表されたとき。	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡、通船門の通航禁止等、活動記録及び非常配備変更に伴う引継ぎ
第三非常配備	気象業務法に基づく大津波注意報は伊勢・三河湾に発表されたとき。	気象情報収集、内外水位監視、災害対策本部等への電話連絡、通船門の通航禁止等、活動記録及び非常配備変更に伴う引継ぎ

2 津波注意報、津波警報、大津波警報、高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報が発表され、非常配備態勢が整うまでの間における初動体制の基準

種類	配 備 時 期	活 動 要 領
初動体制	気象業務法に基づく津波注意報、津波警報又は大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき若しくは、高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報が名古屋市に発表されたとき。	気象情報収集、内外水位監視及び通船門の通航禁止等

別表 2(第 15 条及び第 16 条関係)

点検及び訓練頻度

施設名	所在位置	点検及び訓練の頻度
通船門	名古屋市港区中川本町五丁目 1 番地	月 1 回
取水門	名古屋市港区中川本町五丁目 1 番地	月 1 回

※点検、整備等により点検及び訓練の頻度を変更する場合がある。

計画参考 57 名古屋市防災行政用無線管理運営規程

昭和60年6月15日

達第42号

改正 昭和61年達第29号

昭和62年達第36号

平成5年達第13号

平成6年達第1号

平成9年達第2号

平成14年達第26号

平成16年達第12号

平成22年達第5号

平成23年達第3号

平成26年達第4号

平成27年達第5号

令和3年達第26号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 運用（第10条—第20条）

第3章 管理（第21条—第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、防災事務及び一般行政事務に係る無線通信（以下「通信」という。）の円滑な運営を確保するため、本市に設置する防災行政用無線（以下「防災行政用無線」という。）の管理、運営等につき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- （1）無線設備 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する電氣的設備をいう。
- （2）無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局（無線局の無線設備から延長して設けられた通話設備及びこれを操作する者の総体を含む。）をいう。
- （3）統制 円滑な通信を確保するため、通信の制限又は指定を行うことをいう。
- （4）統制局 次条各号に規定する通信の系統に係る統制を行うための無線設備（以下「統制台」という。）及びこれを操作する者の総体をいう。

(通信の系統)

第3条 防災行政用無線の送受信の業務（以下「無線通信業務」という。）を行うため、本市に次の各号に掲げる通信系統を設ける。

- (1) 同報系 固定局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第4条第1項第1号に規定する無線局をいう。）相互間で54メガヘルツを超え70メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信により無線通信業務を行う通信の系統をいう。
- (2) デジタル移動系 基地局（施行規則第4条第1項第6号に規定する無線局をいう。）と陸上移動局（同項第12号に規定する無線局をいう。以下同じ。）との間又は陸上移動局相互間で市町村デジタル移動通信系により無線通信業務を行う通信の系統をいう。

(無線局の設置)

第4条 前条各号に規定する通信の系統に属する無線局を設置する組織並びに無線局の呼出名称及び無線設備の種別は、別に定める。

(統制局の設置)

第5条 統制局は、防災危機管理局危機対策室に設置する。

(統制管理者及び副統制管理者)

第6条 統制局に統制管理者及び副統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は防災危機管理局長を、副統制管理者は防災危機管理局次長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、第3条各号に規定する通信の系統に係る無線通信業務全般を総括する。
- 4 副統制管理者は、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

第7条 削除

(無線管理者)

第8条 無線局の無線通信業務を掌理するため、無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、第4条の規定により無線局が置かれた組織の長をもって充てる。

(無線担当者)

第9条 無線局に無線担当者を置く。

- 2 無線担当者は、当該無線局の無線管理者が当該無線局が置かれた組織に所属する職員のうちから指名する。
- 3 無線担当者は、当該無線局の無線管理者の命を受けて、当該無線局の運用の管理、通信の操作及び無線設備の維持管理を行う。

第2章 運用

(無線局の義務)

第10条 無線局は、電波法その他の法令を遵守するとともに、統制局の指示に従い、かつ、通信の独占を排して相互に協調し合わなければならない。

(通信の原則)

第11条 通信を行うときは、適正かつ簡潔に行うとともに、略語は、電波法その他の法令に規定するものを使用するものとする。

(運用時間)

第12条 無線局の運用時間は、原則として、市役所の開庁時間による。

(無線局の開局)

第13条 無線局は、次の各号に掲げる場合においては、必ず開局しなければならない。

- (1) 本市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 有線通信機能が不能となり、又は不能となるおそれがあるとき。
- (3) 統制局が指示したとき。

(通信の種類)

第14条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通通信 平常時に行政事務用に行う通信をいう。
- (2) 災害通信 非常災害若しくは緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、普通通信の全部又は一部を制限して行う通信をいう。
- (3) 非常通信 電波法第52条第4号に規定する通信で他人から依頼されたものをいう。
- (4) 試験通信 通信の状態又は無線設備の作動状態を試験するため、任意の相手方と感度又は明瞭度の照会を行う通信をいう。

(通信の順位)

第15条 通信の順位は、前条第2号に規定する災害通信及び同条第3号に規定する非常通信を第1順位とし、その他の通信を第2順位とする。

2 同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先しなければならない。

(通信統制)

第16条 統制管理者は、非常災害若しくは緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他特に必要があると認めるときは、通信の統制を行うことができる。

(統制時の通信)

第17条 統制時の通信は、すべて統制台を経由して行わなければならない。

(統制時の措置等)

第18条 統制管理者は、統制を行う場合においては、あらかじめ、統制の理由、統制の開始及び解除の時刻その他の事項を統制しようとする無線局の無線管理者に通知しなければならない。

(通信訓練)

第19条 統制管理者は、防災行政用無線の円滑な運営を確保するため、毎年1回以上通信訓練を実施するものとする。

(研修)

第20条 統制管理者は、無線担当者その他の者に対して電波法その他の関係法令及び無線設備の取扱い等について必要な研修を実施するものとする。

第3章 管理

(備付け書類)

第21条 無線局は、施行規則第38条に規定する書類のほか、統制管理者が定める書類を備え付けておかなければならない。

2 無線管理者は、前項の規定により備え付けられた書類を適正に管理し、保存しなければならない。

第22条 削除

(報告)

第23条 無線管理者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、統制管理者に報告しなければならない。

- (1) 非常通信を行ったとき。
- (2) 無線設備に異常を認めたとき。
- (3) その他統制管理者が特に必要があると認めたとき。

第24条 削除

(無線設備の保守点検)

第25条 統制管理者は、すべての無線局の無線設備について、保守点検を毎年1回以上実施しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、防災危機管理局長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。ただし、第4条第1項の規定は、全市移動系に係る電波法第12条の規定による免許の付与があった日から施行する。

(昭和61年3月28日から施行)

附 則 (平成6年達第1号)

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年達第2号)

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年達第26号)

この達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年達第5号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年達第3号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、発布の日から施行する。

附 則（平成26年達第4号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年達第5号）抄

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年達第26号）抄

この達は、令和3年4月1日から施行する。

計画参考 58 緊急通行車両等の確認手続等実施要領

第1 趣旨

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条第1項、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第28条第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第155条第1項の規定により、都道府県公安委員会は人員や救援物資の輸送等の応急対策を円滑に図るために、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第24条の規定により、強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合においても同様の規制を行うことができるとされている。

この場合、災対法第76条第1項、原災法第28条第2項、国民保護法第155条第1項及び大震法第24条に規定する緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることとなる。

したがって、この要領は、次に掲げる事務に関し、緊急通行車両等であることの確認及び交通規制の対象から除外する車両であることの事前届出及び確認の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(1) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施

行令」という。）第33条第1項及び同条第2項の規定により災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認

(2) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下

「原災法施行令」という。）第8条第2項の規定により読み替えて適用する災対法施行令第33条第1項及び原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用する災対法施行令第33条第2項

の規定により緊急事態応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において災対法施行令第33条第1項及び同条第2項の規定の例によることとされる国民の保護のための措置を実施する車両として使用されるものであることの確認

(4) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項及び同条第2項の規定により緊急輸送を行う車両であることの確認

第2 災害等発生前における緊急通行車両等の確認等に係る手続

災害等発生前における緊急通行車両等の確認申出を行うことにより、緊急交通路が指定なされた直後から、緊急通行車両等が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになり、迅速な災害応急対策活動を実施するため、市が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ愛知県公安委員会に確認申出を行うもの。

1 対象車両

対象となる緊急通行車両等は、別表の要件を満たす車両となる。

2 申出先

申出者は各局・室防災主管課長、区長又は公所長とし、各局・室が所有あるいは使用する車両（公所にある車両を除く。）にあっては、防災危機管理局危機対策課が一括して愛知県警察本部交通部交通規制課（以下「県警交通規制課」という。）に届出することとし、各区役所・公所が所有あるいは使用する車両にあっては各区役所・公所が管轄する警察署に申出する。

3 申出に必要な書類

各局・室・区・公所は次の書類を作成し、各局・室にあっては防災危機管理局危機対策課に提出する。

(1) 申出書類

ア 緊急通行車両確認申出書

緊急通行車両の確認申出を行うときは、災害対策基本法施行

規則（昭和 37 年総理府令第 52 号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第 3 の緊急通行車両確認申出書に必要な事項を記入する。

イ 緊急輸送車両確認申出書

緊急輸送車両の確認申出を行うときは、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第 6 の緊急輸送車両確認申出書に必要な事項を記入する。

(2) 添付書類

ア 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「検査証」という。）の写しを添付する。

原動機付自転車については、検査証の代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付する。

イ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災害応急対策を実施するために使用することを示す書類（防災業務計画等の写し）を添付する。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両のときは、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれかを添付すること。

ウ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類（指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト又は当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類）を添付する。

指定行政機関等自らが緊急通行車両等の使用者となっているとき又はイの書類において指定行政機関等が災害応急対策等を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示しているときは省略することができる。

(3) 申出書類等の簡素化

番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができる。

4 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

従前の運用に基づく手続である事前届出制度により、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている場合は、緊急通行車両確認申出書又は緊急輸送車両確認申出書に必要な事項を記入し、届出済証を添付して提出する。

5 標章及び証明書の交付等

県警交通規制課又は警察署から交付される災対法施行規則別記様式第4の標章及び災対法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第7の標章及び大震法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書（以下「標章等」という。）は、防災危機管理局危機対策課、各区役所・公所においてそれぞれ受領し厳重に保管すること。

6 標章等の記載事項の変更に関する手続

標章等の記載事項に変更が生じたときは、標章等とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書又は大震法施行規則別記様式第9の緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書に必要な事項を記入して提出する。

このとき、当該書類には、変更した事項を確かめるに足りる書類を添付すること。

7 標章等の再交付の届出に関する手続

標章等を亡失、滅失、汚損又は破損したときは、残存する標章等とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証

明書再交付申出書又は大震法施行規則別記様式第 10 の緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書に必要な事項を記入して提出する。

8 標章等の返納

標章等の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用されるものではなくなったとき、標章等の有効期限が到来したとき、又は標章等の再交付を受けた後、亡失した標章等を発見し、若しくは回復したときは、速やかに交付を受けた県警交通規制課又は警察署へ標章等を返納すること。

第3 災害等発生時における緊急通行車両等の確認等に係る手続

緊急通行車両等の災害等発生時の申出は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合並びに警戒宣言が発せられた場合において、都道府県公安委員会が車両の通行規制を行ったときに、新たに緊急通行車両等として申出が必要となった車両について、緊急通行車両等の確認申出を行うもの。

1 対象車両

対象となる緊急通行車両等は、別表の要件を満たす車両となる。

2 申出先

各部、各区本部及び各公所においては、愛知県（愛知県庁及び各県民事務所等）において申出を行い、確認を受けた後、標章等を受領する。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県の申出先に申出できないときは、最寄りの警察署へ申出すること。

3 事前届出がされていない車両の確認申出

第2の3と同様とするが、災害応急対策等を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類は必要としない。

また、社会通念上やむを得ない事由（災害等発生時に、指定行政機関等からの急遽の要請により災害応急対策等を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策等を実施するための車両であることを確かめるに足る書類を用意できないときや、災害等発生前に緊急通行車両等であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急遽使用せざるを得ない

とき等）があると認めるときは、添付書類等を省略することができる。

4 事前届出がされている車両の確認申出

第2の4と同様とする。

第4 規制除外車両の事前届出に係る手続

1 規制除外車両の事前届出の対象車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。（緊急通行車両を除く。）

このうち、次のいずれかに該当する車両は事前届出を行うことができる。

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両（重機輸送用車両は、除外事前届出のある建設用重機と同一の使用者による届出である場合に限る。）

2 届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に届出する。

3 申請に必要な書類

(1) 規制除外車両事前届出書（以下「事前届出書」という。）に必要な事項を記入し、届出に係る車両の自動車検査証、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付する。

(2) 次に掲げる車両は、それぞれに定める書類を添付すること。

ア 医師及び歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

ウ 患者等搬送用車両

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号標又は車両番号標（以下これらを「番号標」という。）及び車両の構造又は装置が確認できる当該車両の写真

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両及び重機輸送用車両

番号標及び車両の構造又は装置（重機輸送用車両の場合は、重機を積載した状況）が確認できる当該車両の写真

4 規制除外車両事前届出済証の交付等

受付先の警察署から規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）の交付を受ける。

5 再交付

事前届出書の内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損したときは、事前届出書に必要な事項を記入して提出する。

なお、変更が生じた場合及び汚損等による場合は、旧除外届出済証を添付して再交付申請を行う。

6 除外届出済証の返納

除外届出済証の交付を受けた車両が規制除外車両として使用する車両に該当しなくなった場合、当該車両が廃車となった場合、その他規制除外車両としての必要性がなくなった場合は、速やかに交付を受けた警察署へ除外届出済証を返納すること。

第5 規制除外車両の確認等に係る手続

1 除外届出済証の交付を受けている車両の確認

県警交通規制課、警察署及び交付検問所（以下「警察署等」という。）において、規制除外車両確認申出書に必要な事項を記入し、当該車両に係る除外届出済証を提示する。

2 除外届出済証の交付を受けていない車両の確認

（1）規制除外車両確認申出書に必要な事項を記入し、届出に係る車両の自動車検査証、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付する。

（2）次に掲げる車両は、それぞれに定める書類を添付する。

ア 医師及び歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

ウ 患者等搬送用車両

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号標又は車両番号標（以下これらを「番号標」という。）

及び車両の構造又は装置が確認できる当該車両の写真

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両及び重機輸送用車両

番号標及び車両の構造又は装置（重機輸送用車両の場合は、重機を積載した状況）が確認できる当該車両の写真

3 標章等の交付

警察署等から標章及び規制除外車両確認証明書（以下「標章等」という。）の交付を受ける。

4 標章等の返納

標章等は、必要がなくなった場合又は有効期限を経過した場合には、交付を受けた警察署等に返納すること。

第6 その他

1 緊急通行車両等を運行する場合には、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を提示し確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

2 交付された標章等は、亡失、破損等のないよう保管、管理に十分注意すること。

第7 書式

1 規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証（別記1）

2 規制除外車両確認申出書（別記2）

3 規制除外車両確認証明書（別記3）

別記 1

様式第 3

災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 愛 知 県 公 安 委 員 会 殿 年 月 日 届 出 者 住 所 (電 話) 氏 名		災 害 応 急 対 策 用 第 号 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左 記 の と お り 事 前 届 出 を 受 け た こ と を 証 す る 。 年 月 日 愛 知 県 公 安 委 員 会 印	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		(注) 1 災 害 対 策 基 本 法 、 原 子 力 災 害 対 策 特 別 措 置 法 又 は 武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 国 民 の 保 護 の た め の 措 置 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 交 通 規 制 が 行 わ れ た と き に は 、 こ の 届 出 済 証 を 最 寄 り の 都 道 府 県 警 察 の 本 部 、 警 察 署 、 交 通 検 問 所 等 に 提 出 し て 所 要 の 手 続 を 受 け て く だ さ い 。 2 届 出 内 容 に 変 更 が 生 じ 、 又 は 本 届 出 済 証 を 亡 失 し 、 滅 失 し 汚 損 し 、 破 損 し た 場 合 に は 、 公 安 委 員 会 (警 察 本 部 経 由) に 届 け 出 て 再 交 付 を 受 け て く だ さ い 。 3 次 に 該 当 す る と き は 、 本 届 出 済 証 を 返 還 し て く だ さ い 。 (1) 規 制 除 外 車 両 に 該 当 し な く な っ た と き 。 (2) 規 制 除 外 車 両 が 廃 車 と な っ た と き 。 (3) そ の 他 、 規 制 除 外 車 両 と し て の 必 要 性 が な く な っ た と き 。	
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)			
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番		
	氏 名 又 は 名 称		
活 動 地 域			
(注) こ の 事 前 届 出 書 を 作 成 し て 、 当 該 車 両 を 使 用 し て 行 う 業 務 の 内 容 を 疎 明 す る 書 類 を 添 付 の 上 、 車 両 の 使 用 の 本 拠 地 の 位 置 を 管 轄 す る 都 道 府 県 警 察 の 本 部 又 は 警 察 署 に 提 出 し て く だ さ い 。			

別記 2

様式第 5

愛知県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記 3

様式第 6

第		号	年	月	日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書					
愛 知 県 公 安 委 員 会 印					
番 号 標 に 表 示 されている番号					
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）					
活 動 地 域					
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番			
	氏 名 又 は 名 称				
有 効 期 限					
備 考					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする

別表

法令	確認の対象となる緊急通行車両等の要件（1及び2の要件をいずれも満たすことを要する。）	
災害 対 法 施 行 令	緊急 通 行 車 両	1 災害対法第2条第7号に規定する防災計画等に基づいて、災害対法第50条第1項に規定する災害応急対策（右に掲げる事項）を実施するために使用される計画がある車両であること。 2 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
大 震 法 施 行 令	緊急 輸 送 車 両	1 警戒宣言が発せられた場合において、大震法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として大震法第21条第1項に規定する地震防災応急対策（右に掲げる事項）に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。 2 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。以下この欄において同じ。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言が発せられた場合において他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。 (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項 (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項 (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項 (6) 緊急輸送の確保に関する事項 (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項 (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
原 災 法 施 行 令	緊急 通 行 車 両	1 原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発せられた場合において、原災法第26条第1項の緊急事態応急対策（右に掲げる事項）を実施するために使用される計画がある車両であること。 2 原子力事業者及び指定行政機関等（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言が発せられた場合において他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。 (1) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項 (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項 (6) 緊急輸送の確保に関する事項 (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項 (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

国民保護法施行令	緊急通行車両	1 事態対処法第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）において、国民保護法第32条第1項に規定する国民の保護に関する基本指針、国民保護法第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項の規定に基づいて作成された国民の保護に関する計画、国民保護法第36条第1項又は第2項の規定に基づいて作成された国民の保護に関する業務計画等に基づいて、国民保護法第2条第3項各号に規定する措置（右に掲げる措置）その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。 2 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等において他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。	（1） 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置 （2） 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 （3） 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 （4） 運送及び通信に関する措置 （5） 国民の生活の安定に関する措置 （6） 被害の復旧に関する措置
-----------------	---------------	--	--

計画参考 59 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
東 海 財 務 局	総 務 課	〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目 3-1	951-1772
東 海 農 政 局	企 画 調 整 室	〒460-8516 〃 中区三の丸一丁目 2-2	223-4609(直)
中 部 経 済 産 業 局	総 務 企 画 部 総 務 課 総 括 係	〒460-8510 〃 中区三の丸二丁目 5-2	951-2683
中部近畿産業保安監督部	管 理 課	〒460-8510 〃 中区三の丸二丁目 5-2	951-0558
中 部 運 輸 局	総 務 部 安全防災・危機管理課	〒460-8528 〃 中区三の丸二丁目 2-1	952-8049
名古屋地方気象台	防 災 グ ル ー プ	〒464-0039 〃 千種区日和町 2-18	751-5124
名古屋海上保安部	警備救難課海上防災係	〒455-0032 〃 港区入船二丁目 3-12 名古屋港湾合同庁舎別館	661-1615
東海総合通信局	総 務 課 文 書 係	〒461-8795 〃 東区白壁一丁目 15-1 名古屋合同庁舎第三号館	971-9210
中部地方整備局	防 災 室	〒460-8514 〃 中区三の丸二丁目 5-1 名古屋合同庁舎第二号館	953-8357
愛 知 労 働 局	総 務 部 総 務 課	〒460-8507 〃 中区三の丸二丁目 5-1	972-0251

(2) 自衛隊及び警察本部

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
陸 上 自 衛 隊 第 3 5 普 通 科 連 隊	第 3 科	〒463-0067 名古屋市守山区守山三丁目 12-1	791-2191 昼 (内 4831、 4821) 夜 (内 4509)
愛 知 県 警 察 本 部	名 古 屋 市 警 察 部 企 画 調 整 課	〒460-8502 〃 中区三の丸二丁目 1-1	951-1611

(3) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
日 本 郵 便 株 式 会 社 東 海 支 社	総 務 部 危 機 管 理 担 当	〒469-8797 名古屋市中村区名駅一丁目 1-1 JP タワー名古屋 11F	446-8229
東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	東海鉄道事業本部 管 理 部 総 務 課	〒453-0002 〃 中村区名駅一丁目 3-4	564-2396
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 東 海 支 社	総 務 課	〒492-8143 稲沢市駅前一丁目 9-3	0587-24-3709
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 東 海 支 店	設 備 部 災 害 対 策 室	〒460-8319 名古屋市中区大須 4-9-60 NTT 上前津ビル 5F	291-3226
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	救 護 ・ 事 業 推 進 課	〒461-8561 〃 東区白壁一丁目 50	971-1591
日 本 放 送 協 会 名 古 屋 放 送 局	報 道 部	〒461-0005 〃 東桜一丁目 13-3	952-7231
中部電力パワーグリッド 株 式 会 社	名 古 屋 支 社 総 務 部 総 務 ・ 広 報 G	〒460-8310 〃 中区千代田二丁目 12-14	243-9100
株 式 会 社 J E R A	西 日 本 支 社 総 務 部 総 務 ユ ニ ッ ト	〒450-6618 〃 中村区名駅 1 丁目 1 番 1 号 J P タワー名古屋 18 階	740-6842
東 邦 ガ ス 株 式 会 社	総 務 部 防 災 統 括 グ ル ー プ	〒456-8511 〃 熱田区桜田町 19-18	872-9681

(4) 指定地方公共機関その他

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
名古屋港管理組合	総務部危機管理課	〒455-0033 名古屋市港区港町 1-11	654-7818
名古屋鉄道株式会社	鉄道事業本部 計画部管理課	〒450-8501 " 中村区名駅一丁目 2-4	588-0868
近畿日本鉄道株式会社	鉄道本部 名古屋統括部 運輸部運行課	〒510-0074 三重県四日市市鶴の森一丁目 16-11	059-354-7021
(一社)愛知県トラック協会	総務部企画課	〒467-0856 名古屋市瑞穂区新開町 12-6	871-1921
名古屋高速道路公社	総務部総務課	〒462-0844 " 北区清水四丁目 17-30	919-5261
株式会社CBCテレビ	報道部	〒460-8405 " 中区新栄一丁目 2-8	241-1813
東海ラジオ放送 株式会社	制作局報道部	〒461-0005 " 東区東桜一丁目 14-27	951-2525
東海テレビ放送 株式会社	報道部	〒461-0005 " 東区東桜一丁目 14-27	954-1174
名古屋テレビ放送 株式会社	報道局 ニュース情報センター	〒460-8311 " 中区橘二丁目 10-1	331-8111(代) 322-7135(直)
中京テレビ放送 株式会社	報道局	〒453-8704 " 中村区平池町 4-60-11	832-3311(代) 832-2216(直)
テレビ愛知株式会社	報道制作局 報道情報グループ	〒460-8325 " 中区大須二丁目 4-8	201-9268
株式会社エフエム愛知	編成制作部	〒460-0012 " 中区千代田二丁目 15-18	263-5141
株式会社エフエム名古屋	総務局	〒460-0002 " 中区丸の内三丁目 20-17	973-0304
株式会社 中日新聞社	編集局	〒460-0001 " 中区三の丸一丁目 6-1	221-1680
株式会社 朝日新聞名古屋本社	社会部	〒460-0008 " 中区栄一丁目 3-3	231-8131
株式会社 毎日新聞中部本社	報道センター	〒453-6109 " 中村区平池町 4-60-12	564-1313
株式会社 中部経済新聞社	管理局ビル管理部	〒450-8561 " 中村区名駅四丁目 4-10	561-5215
株式会社 読売新聞中部支社	社会部	〒460-0008 " 中区栄一丁目 17-6	202-0211
名古屋市医師会	総務課	〒461-0004 " 東区葵一丁目 4-38	937-7801

(5) 関係地方公共団体

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
愛 知 県	防災安全局防災危機管理課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2	(052) 961-2111
千 葉 県	防災危機管理部防災政策課	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	(047) 223-2176
東 京 都	総務局総合防災部 防災管理課	〒163-0023 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8-1	(03) 5388-2452
神 奈 川 県	くらし安全防災局安全防災部 災害対策課	〒231-8588 横浜市中区日本大通り 1	(045) 210-3517
富 山 県	知事政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	(076) 444-9670
石 川 県	危機管理監室危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月 1-1	(076) 225-1482
福 井 県	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手 3-17-1	(0776) 20-0308
山 梨 県	総務部危機管理課	〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	(055) 223-1590
長 野 県	危機管理部危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	(026) 235-7184
岐 阜 県	危機管理部防災課	〒500-8384 岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272-1132
静 岡 県	危機管理部危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区迫手町 9-6	(054) 221-2456
三 重 県	防災対策部防災対策総務課	〒514-8570 津市広明町 13	(059) 224-2181
滋 賀 県	防災危機管理局 地震・危機管理室	〒520-8577 大津市京町 4-1-1	(077) 528-3436
札 幌 市	危機管理対策室危機管理 対策部危機管理対策課	〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-211-3062
仙 台 市	危機管理室防災計画課	〒980-0802 仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-3046
さいたま市	総務局危機管理部防災課	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4	048-829-1126
千 葉 市	総務局危機管理課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号	043-245-5151
川 崎 市	危機管理本部危機管理部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地	044-200-2794
横 浜 市	総務局危機管理室 危機管理部危機管理課	〒231-0017 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10	045-671-2171
相 模 原 市	危機管理局危機管理課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 2 番 15	042-769-0239
新 潟 市	危機管理防災局防災課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1	025-226-1143
静 岡 市	総務局危機管総室	〒420-8602 静岡市葵区迫手町 5 番 1 号	054-221-1241
浜 松 市	危機管理監危機管理課	〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2	053-457-2537
京 都 市	行財政局防災危機管理室	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入 榎木町 450-2	075-212-6792

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
大 阪 市	危 機 管 理 室	大阪市北区中之島 I -3-20	06-6208-7388
堺 市	危 機 管 理 室	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号	072-228-7605
神 戸 市	危 機 管 理 室	神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	078-322-6232
岡 山 市	危 機 管 理 室	岡山市北区鹿田町 1 丁目 1 番 1 号	086-803-1082
広 島 市	危機管理室危機管理課	広島市中区国泰寺一丁目 6 番 34 号	082-504-2653
北 九 州 市	危機管理室危機管理課	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号	093-582-2110
福 岡 市	市民局防災・危機管理部 防 災 企 画 課	福岡市中央区天神 1 丁目 8-1	092-711-4056
熊 本 市	総務局危機管理防災総室	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2490

計画参考 60-1 名古屋市地域防災計画担当

共通編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章			総則	
	第1節		計画の目的	防災危機管理局
	第2節		計画の性格等	
		第 1	計画の性格	防災危機管理局
		第 2	計画の修正	防災危機管理局
		第 3	計画の習熟	防災危機管理局
	第3節		各機関の処理すべき事務又は業務 の大綱	
		第 1	名古屋市	防災危機管理局
		第 2	指定地方行政機関	各機関
		第 3	愛知県	愛知県
		第 4	愛知県警察	愛知県警察
		第 5	自衛隊	自衛隊・防災危機管理局
		第 6	指定公共機関	各機関
		第 7	指定地方公共機関	各機関・防災危機管理局・住宅都市局
		第 8	その他の公共的団体及び防災上重 要な施設の管理者等	各機関・防災危機管理局・健康福祉局
	第4節		本市の概況	
		第 1	自然的条件	防災危機管理局
		第 2	社会的条件	防災危機管理局
	第5節		市民等の基本的責務	
		第 1	市民の責務	防災危機管理局
		第 2	事業者の責務	防災危機管理局
	第6節		風水害の想定	
		第 1	災害想定の基準	防災危機管理局
		第 2	被害の想定	防災危機管理局
	第7節		地震及び被害の想定	
		第 1	建物被害、火災被害、人的被害	防災危機管理局
		第 2	ライフライン被害	防災危機管理局・上下水道局・関係機関
	第8節		原子力災害の想定	
		第 1	災害の想定	防災危機管理局
		第 2	地理的条件などによる原子力災害 に対する考え方	防災危機管理局
第 2 章			災害予防計画	
	第1節		都市の防災構造強化	
		第 1	都市計画	住宅都市局
		第 2	雨水流出抑制策	緑政土木局・上下水道局
		第 3	地盤沈下対策	各局
		第 4	液状化に関する情報収集	各局
		第 5	市街地の開発・整備	住宅都市局
		第 6	木造住宅密集地域の改善	住宅都市局

計画参考 60-1 名古屋市地域防災計画担当

共通編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第1節	第7	急傾斜地崩壊防止対策	緑政土木局・住宅都市局
		第8	宅地造成等の規制	住宅都市局
		第9	建築物の防災対策	住宅都市局
		第10	避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	住宅都市局
		第11	建築物の耐震不燃化	住宅都市局
		第12	農地の防災対策	緑政土木局
	第2節		公共施設の整備（風水害対策）	
		第1	道路・橋りょうの整備	住宅都市局・緑政土木局
		第2	公園・緑地の整備	緑政土木局
		第3	河川・下水道等の治水施設の整備	上下水道局・緑政土木局
		第4	港湾の整備（高潮・津波対策）	名古屋港管理組合
	第3節		公共施設の整備（震災対策）	
		第1	整備方針	防災危機管理局
		第2	道路・橋りょう	住宅都市局・緑政土木局
		第3	公園・緑地	緑政土木局
		第4	河川	緑政土木局
		第5	港湾	住宅都市局・名古屋港管理組合
		第6	消防水利	緑政土木局・消防局
		第7	地下街	住宅都市局・消防局
	第4節		ライフラインの整備	
		第1	水道施設等	上下水道局
		第2	下水道施設	上下水道局
		第3	通信施設（西日本電信電話㈱）	西日本電信電話㈱
		第4	ガス施設（東邦ガス㈱）	東邦ガス㈱
		第5	電力施設（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱／㈱JERA）	中部電力パワーグリッド㈱／㈱JERA
	第5節		交通施設の整備	
		第1	市営交通	交通局
		第2	東海旅客鉄道㈱	東海旅客鉄道㈱
		第3	名古屋鉄道㈱	名古屋鉄道㈱
		第4	近畿日本鉄道㈱	近畿日本鉄道㈱
	第6節		防災拠点の整備	
		第1	防災拠点の役割及び体系	各局・区役所
		第2	防災拠点施設の整備	各局・区役所
		第3	気象等観測施設・水防施設等の整備	防災危機管理局・緑政土木局・消防局・上下水道局
	第7節		地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
		第1	耐震化整備計画	各局・住宅都市局
		第2	市設建築物の耐震性能の現状	各局・住宅都市局

計画参考 60-1 名古屋市地域防災計画担当

共通編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第7節	第3	防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設	各局・住宅都市局・スポーツ市民局
	第8節		輸送体制の整備	
		第1	輸送ルートの整備	緑政土木局・住宅都市局・消防局・名古屋港管理組合
		第2	緊急通行車両等の事前届出	愛知県警・防災危機管理局
	第9節		防災情報網の整備	
		第1	情報・通信機器の整備	防災危機管理局・総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第2	通信連絡手段の確保及び活用	防災危機管理局・総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第3	有線通信機器及び情報処理機器の日常管理	防災危機管理局・総務局・消防局・上下水道局・交通局
		第4	無線通信機器の日常管理	防災危機管理局・総務局・消防局・上下水道局・交通局
	第10節		救護・救援体制の整備	
		第1	食糧等の確保	防災危機管理局・健康福祉局・上下水道局・環境局・経済局・子ども青少年局・緑政土木局
		第2	消防体制の整備	消防局
		第3	応急医療体制の整備	健康福祉局・病院局・総務局
	第11節		避難体制の整備	
		第1	指定緊急避難場所・指定避難所の確保	防災危機管理局・健康福祉局・区役所
		第2	避難誘導體制の確立等	防災危機管理局・消防局・区役所
	第12節		要配慮者対策	
		第1	避難・誘導対策	観光文化交流局・健康福祉局・防災危機管理局
		第2	避難生活の確保	健康福祉局・各局
	第13節		防災意識の啓発及び防災訓練	
		第1	防災意識の啓発	防災危機管理局・消防局・スポーツ市民局・教育委員会
		第2	防災訓練	防災危機管理局・消防局
	第14節		地域防災力の向上	
		第1	地域での助け合い	防災危機管理局
		第2	自主防災組織の育成	消防局
		第3	消防団の充実強化	消防局
		第4	事業所における地域防災力の育成	消防局
		第5	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）	防災危機管理局
	第15節		事業所等への安全指導	
		第1	事業所に対する防災指導	消防局

計画参考 60-1 名古屋市地域防災計画担当

共通編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第2章	第15節	第2	有害化学物質の安全指導及び啓発	環境局・健康福祉局
		第3	危険物等の安全対策	消防局
	第16節		重要データの管理	
		第1	災害対策住民リストの整備	スポーツ市民局
		第2	オープンスペース候補地の管理	防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第3	データの分散管理	各局・区役所
	第17節		火災予防計画	
		第1	火災予防対策	消防局
		第2	大規模火災対策	消防局
	第18節		津波対策	
		第1	津波被害予測	防災危機管理局
		第2	対策	防災危機管理局
		第3	津波対策を推進する地域等	防災危機管理局
		第4	津波からの防護のための施設の整備等	名古屋港管理組合・住宅都市局・緑政土木局・防災危機管理局
		第5	津波避難ビル指定等推進事業	防災危機管理局
	第19節		危険物等災害予防計画	
		第1	危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	消防局
		第2	高圧ガス	消防局
		第3	火薬類	消防局
	第20節		都市ガス災害予防計画	
		第1	地下鉄、地下街の工事に起因する屋外における事故	東邦ガス(株)・緑政土木局・消防局・交通局
		第2	建築物等工作物内部の事故	東邦ガス(株)・消防局
	第21節		海上災害予防計画	
		第1	情報の収集・伝達手段の整備	防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第2	災害応急対策の整備	防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第3	防災体制の強化	防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
	第22節		鉄道災害予防計画	
		第1	本市の災害予防対策	防災危機管理局・消防局
		第2	各鉄道事業者の災害予防対策	
			【市営交通】	交通局
			【東海旅客鉄道(株)】	東海旅客鉄道(株)
			【日本貨物鉄道(株)東海支社】	日本貨物鉄道(株)東海支社
			【名古屋鉄道(株)】	名古屋鉄道(株)
			【近畿日本鉄道(株)】	近畿日本鉄道(株)

計画参考 60-1 名古屋市地域防災計画担当

共通編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 2 章	第23節		道路災害予防計画	
		第 1	本市の予防対策	防災危機管理局・消防局・緑政土木局
		第 2	本市以外の道路管理者の予防対策	中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社
	第24節		放射性物質災害予防計画	
		第 1	防災対策の実施	事業者
		第 2	放射線防護資機材等の整備	事業者・関係局
		第 3	放射線防護資機材等の保有状況等の把握	関係局
		第 4	原子力災害に対応する医療機関の把握	関係局
		第 5	災害に関する知識の習得及び訓練等	関係局
	第25節		原子力災害予防計画	
		第 1	県との連携及び情報の収集・連絡体制等の整備	関係局
		第 2	原子力防災に係る専門家との連携	関係局
		第 3	防災対策の実施	原子力事業者
		第 4	避難所等の確保	関係局
		第 5	環境放射線モニタリングの実施等	関係局
		第 6	道路交通管理体制の整備等	県警察・関係局
		第 7	健康被害防止に係る整備	関係局
		第 8	風評被害対策	関係局
		第 9	市民等への的確な情報伝達体制の整備	関係局
		第 10	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	関係局
		第 11	原子力防災業務関係者に対する研修	関係局
		第 12	原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	関係局
	第26節		区防災調整会議	防災危機管理局
	第27節		防災に関する調査研究	防災危機管理局
	第28節		震災対策の推進	環境局・住宅都市局・防災危機管理局

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章			災害応急対策計画	
	第1節		初動活動体制	
		第 1	防災活動体制及び配備種別	防災危機管理局
		第 2	動員計画	防災危機管理局
		第 3	配備体制下の活動体制	各局・区役所
	第2節		災害警戒本部の設置及び運営	
		第 1	災害警戒本部の設置及び廃止	防災危機管理局
		第 2	警戒本部の組織及び運営	各局・区役所
	第3節		災害対策本部の設置及び運営	
		第 1	災害対策本部の設置及び廃止	防災危機管理局
		第 2	本部の組織及び運営	各局・区役所
		第 3	勤務時間外(夜間・休日等)における市長(本部長)、副市長(副本部長)の緊急登庁	防災危機管理局・市長室・消防局
		第 4	大規模災害時の初動活動	防災危機管理局・各局
		第 5	各部・区本部間の相互応援	各局・区役所
		第 6	オープンスペースの活用	防災危機管理局
	第4節		情報連絡活動	
		第 1	気象情報等の収集・伝達	防災危機管理局・消防局
		第 2	災害対策(警戒)本部情報センターの開設	総務局・防災危機管理局
		第 3	被害情報、対策情報の収集伝達	各局・区役所
		第 4	通信連絡手段の確保及び活用	防災危機管理局・消防局・上下水道局
	第5節		広報・広聴活動	
		第 1	広報活動	防災危機管理局・市長室・観光文化交流局・健康福祉局・区役所
		第 2	広聴活動	スポーツ市民局・区役所
	第6節		災害救助法の適用	
		第 1	適用基準	防災危機管理局・健康福祉局
		第 2	救助の種類	防災危機管理局・健康福祉局
		第 3	救助の実施	防災危機管理局・健康福祉局
	第7節		応援要請	
		第 1	他の地方公共団体等への応援要請	各局・区役所
		第 2	受援班の設置	防災危機管理局・総務局・各局
		第 3	自衛隊に対する派遣要請	自衛隊・防災危機管理局
	第8節		水防活動	
		第 1	水防の責任	防災危機管理局・緑政土木局・消防局
		第 2	水防活動の組織等	防災危機管理局・緑政土木局・消防局・上下水道局
		第 3	通信連絡系統	防災危機管理局・緑政土木局・消防局・上下水道局
		第 4	活動内容	防災危機管理局・緑政土木局・消防局・上下水道局
	第9節		消防活動	

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第9節	第 1	消防活動の目標	消防局
		第 2	初動体制の確立	消防局
		第 3	情報の収集	消防局
		第 4	消防部隊の運用	消防局
		第 5	消防活動要領	消防局
		第 6	無線通信の運用	消防局・防災危機管理局
		第 7	応援体制	消防局
	第10節		避難	
		第 1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	防災危機管理局・区役所
		第 2	避難誘導及び移送	防災危機管理局・教育委員会・消防局・区役所
		第 3	指定緊急避難場所の開設及び管理運営	スポーツ市民局・教育委員会・防災危機管理局・区役所
		第 4	帰宅困難者対策	防災危機管理局・住宅都市局・各局・区役所・関係機関
		第 5	指定避難所の開設及び管理運営	スポーツ市民局・教育委員会・防災危機管理局・区役所
		第 6	避難状況等の報告	防災危機管理局・区役所
		第 7	避難所の解消	防災危機管理局・区役所
		第 8	警戒区域の設定	防災危機管理局・区役所
		第 9	広域一時滞在に係る協議	防災危機管理局
	第11節		医療救護・保健衛生	
			【医療救護】	
		第 1	救護班の編成	健康福祉局・病院局・総務局・日本赤十字社愛知県支部
		第 2	救護	健康福祉局・病院局・総務局・消防局・日本赤十字社愛知県支部
		第 3	医療・助産機関の被災状況の把握及び周知	健康福祉局・病院局・総務局・区役所・関係機関
		第 4	医薬品・衛生材料等の調達及び供給	健康福祉局・病院局・総務局
			【保健衛生】	
		第 1	感染症予防	健康福祉局
		第 2	保健衛生	健康福祉局
		第 3	食品衛生	健康福祉局
		第 4	逃走動物による危害の防止及び動物の救護	健康福祉局
		第 5	関係機関との連絡及び協力要請	健康福祉局
	第12節		輸送・道路等応急対策	
			【輸送】	
			車両等の調達	財政局

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第12節	第 2	配車等	財政局
		第 3	緊急通行車両等の確認手続	財政局・防災危機管理局
		第 4	輸送ルートの確保	緑政土木局・住宅都市局・防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合
			【道路等応急対策】	
		第 1	担当部	緑政土木局
		第 2	道路被害情報の収集伝達	緑政土木局
		第 3	道路上の障害物の除去	緑政土木局
		第 4	応急復旧活動	緑政土木局
		第 5	交通規制	緑政土木局・愛知県警
		第 6	要員及び建設機械等の確保	緑政土木局
		第 7	道路占用者との相互協力	緑政土木局
		第 8	他の道路管理者等との相互協力	緑政土木局
		第 9	災害対策基本法による放置車両等の措置	緑政土木局
	第13節		食品・生活必需品等の支給	
		第 1	供給の基本的方針	防災危機管理局・健康福祉局・経済局・子ども青少年局・上下水道局・環境局
		第 2	供給基準	防災危機管理局・健康福祉局
		第 3	物資の供給体制	防災危機管理局・財政局・経済局・健康福祉局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所
		第 4	物資の調達方法	防災危機管理局・健康福祉局・財政局・経済局・子ども青少年局・緑政土木局・観光文化交流局・区役所
		第 5	物資の輸送及び緊急物資集配拠点	防災危機管理局・健康福祉局・財政局・経済局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所
		第 6	国、愛知県、他都市への支援要請	健康福祉局・防災危機管理局・財政局・経済局・子ども青少年局・緑政土木局・観光文化交流局・区役所
		第 7	物資の配布	健康福祉局・防災危機管理局・財政局・経済局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所
		第 8	救援物資の受入れ	健康福祉局・観光文化交流局・財政局・経済局・子ども青少年局・区役所
	第14節		要配慮者対策	
		第 1	基本方針	健康福祉局
		第 2	実施体制	健康福祉局・観光文化交流局・区役所
		第 3	安否確認	健康福祉局・区役所
		第 4	避難生活の確保	健康福祉局・住宅都市局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第15節		遺体の搜索、処理及び火葬	
		第 1	遺体の搜索・収容	防災危機管理局・区役所・消防局
		第 2	遺体安置所の開設及び管理運営	区役所・健康福祉局・教育委員会・防災危機管理局・消防局
		第 3	遺体の検案	健康福祉局・区役所
		第 4	葬祭用品の調達	健康福祉局・区役所
		第 5	遺体の輸送	健康福祉局・防災危機管理局・区役所
		第 6	遺体の火葬	健康福祉局・区役所
	第16節		災害ごみ・災害がれき・し尿	
		第 1	体制・計画	環境局
		第 2	災害ごみ処理	環境局
		第 3	災害がれき処理	環境局
		第 4	し尿処理	環境局・上下水道局
	第17節		住宅等応急対策	
		第 1	応急仮設住宅の供与	住宅都市局・財政局・緑政土木局・健康福祉局・防災危機管理局
		第 2	被災住宅の応急修理	住宅都市局
		第 3	住宅又はその周辺に運ばれた土石等の障害物の除去	住宅都市局
		第 4	被災建築物・宅地に対する指導・相談	住宅都市局
		第 5	市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保	住宅都市局
		第 6	市有建築物の応急措置	住宅都市局
	第18節		文教対策	
		第 1	学校教育における応急対策	教育委員会
		第 2	社会教育における応急対策	教育委員会
	第19節		ボランティアとの連携	
		第 1	平常時の連携	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第 2	ボランティアの育成・教育	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第 3	関係団体等への要請	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第 4	受入れ体制	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第 5	活動支援	スポーツ市民局・健康福祉局・財政局・区役所
	第20節		労務供給	
		第 1	労働者の雇用	防災危機管理局
		第 2	市長（本部長）の強制従事命令等	防災危機管理局

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第21節		区の応急対策活動	
		第 1	活動体制	防災危機管理局・区役所
		第 2	大規模災害時の初動活動	防災危機管理局・区役所
		第 3	災害救助地区本部	防災危機管理局・区役所
		第 4	情報連絡活動	防災危機管理局・区役所
		第 5	広報・広聴活動	防災危機管理局・区役所
		第 6	避難	防災危機管理局・区役所
		第 7	応急救助活動	防災危機管理局・区役所
		第 8	要配慮者対策	防災危機管理局・区役所
		第 9	緊急輸送	防災危機管理局・区役所
		第 10	応援要請	防災危機管理局・区役所
		第 11	ボランティアとの連携	防災危機管理局・区役所
		第 12	区災害応急対策計画の策定	防災危機管理局・区役所
	第22節		地域安全・交通対策	
		第 1	地域安全対策	愛知県警・名古屋海上保安部
		第 2	交通対策	愛知県警
	第23節		ライフライン施設の応急復旧	
			【給水及び水道施設等応急対策】	
		第 1	給水対策	上下水道局
		第 2	水道施設対策	上下水道局
		第 3	工業用水道施設対策	上下水道局
			【下水道施設応急対策】	
		第 1	応急対策要員の確保	上下水道局
		第 2	下水道施設対策	上下水道局
		第 3	応急復旧用資機材の確保	上下水道局
			【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話㈱）】	西日本電信電話㈱
			【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス㈱）】	
		第 1	応急対策	東邦ガス㈱
		第 2	復旧計画	東邦ガス㈱
			【電力施設応急復旧計画（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A）】	
		第 1	電力施設の現況	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
		第 2	応急対策（電力復旧）	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
		第 3	要員及び資機材等の確保	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
		第 4	広報サービス体制	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第24節		交通施設の応急対策	
			【市営交通】	
		第 1	基本方針	交通局
		第 2	対策要員の動員	交通局
		第 3	通信の確保	交通局
		第 4	活動要領	交通局
		第 5	早期復旧体制の整備	交通局
			【東海旅客鉄道㈱】	
		第 1	基本方針	東海旅客鉄道㈱
		第 2	対策	東海旅客鉄道㈱
			【名古屋鉄道㈱】	
		第 1	基本方針	名古屋鉄道㈱
		第 2	対策	名古屋鉄道㈱
			【近畿日本鉄道㈱】	
		第 1	基本方針	近畿日本鉄道㈱
		第 2	対策	近畿日本鉄道㈱
	第25節		事業所等の安全対策	
		第 1	事業所の安全対策	防災危機管理局
		第 2	有害化学物質の安全対策	環境局・健康福祉局
	第26節		急傾斜地崩壊災害対策計画	
		第 1	雨量の観測	緑政土木局
		第 2	巡視及び警戒体制等	防災危機管理局・区役所・緑政土木局・消防局
		第 3	広報及び避難体制	防災危機管理局・区役所・緑政土木局・消防局
	第27節		流木の防止計画	
		第 1	市長の措置	防災危機管理局
		第 2	公の管理者が管理する貯木場の措置	名古屋港管理組合
		第 3	河川流域等の措置	緑政土木局・防災危機管理局・名古屋港管理組合
	第28節		農業対策計画	
		第 1	農業用施設及び農作物に対する応急措置	緑政土木局
		第 2	家畜に対する応急措置	緑政土木局
		第 3	凍霜害に対する応急措置	緑政土木局
	第29節		危険物等災害対策計画	
		第 1	危険物、指定可燃物及び毒物・劇物	消防局
		第 2	高圧ガス	消防局
		第 3	火薬類	消防局

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第30節		都市ガス災害対策計画	
		第 1	ガス事故に対する応急措置	愛知県警・東邦ガス(株)・中部電力パワーグリッド(株)・消防局
		第 2	地下街等の応急措置	愛知県警・東邦ガス(株)・中部電力パワーグリッド(株)・消防局
	第31節		航空機事故災害対策計画	
		第 1	情報の伝達系統	防災危機管理局・消防局
		第 2	応急措置	防災危機管理局・消防局
	第32節		海上災害対策計画	
		第 1	体制の確立	防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第 2	情報の収集・連絡体制	防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
		第 3	災害応急対策	防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合・名古屋海上保安部
	第33節		鉄道災害対策計画	
		第 1	体制の確立	防災危機管理局・消防局
		第 2	情報の収集・連絡体制	防災危機管理局・消防局
		第 3	災害応急対策	消防局・防災危機管理局
		第 4	各鉄道事業者の災害応急対策	防災危機管理局
			【市営交通】	交通局
			【東海旅客鉄道(株)】	東海旅客鉄道(株)
			【日本貨物鉄道(株)東海支社】	日本貨物鉄道(株)東海支社
			【名古屋鉄道(株)】	名古屋鉄道(株)
			【近畿日本鉄道(株)】	近畿日本鉄道(株)
	第34節		道路災害対策計画	
		第 1	体制の確立	防災危機管理局・緑政土木局
		第 2	情報の収集・連絡体制	防災危機管理局・緑政土木局
		第 3	災害応急対策	防災危機管理局・消防局・緑政土木局
		第 4	本市以外の道路管理者の災害応急対策	防災危機管理局・緑政土木局
			【名古屋高速道路公社】	名古屋高速道路公社
	第35節		金融対策計画	
		第 1	対策	関係機関・会計室
第 2 章			災害復旧計画	
	第1節		民生安定のための緊急措置	
		第 1	被災者台帳の作成・罹災証明書等の発行	財政局・スポーツ市民局・区役所
		第 2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	健康福祉局

計画参考 60-2 名古屋市地域防災計画担当

風水害等災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 2 章	第1節	第 3	被災者生活再建支援金（法）の支給	健康福祉局
		第 4	災害見舞金等の贈呈	健康福祉局
		第 5	名古屋市被災者生活再建支援金（市要綱）の支給	健康福祉局
		第 6	義援金の受付・配分	会計室・財政局・健康福祉局・区役所
		第 7	生活福祉資金の貸付	健康福祉局
		第 8	市税の減免等	財政局
		第 9	災害復旧資金の融資	経済局・緑政土木局・住宅都市局
		第 10	総合支援窓口の開設	防災危機管理局
		第 11	復旧・復興事業からの暴力団排除	各局・区役所・愛知県警察・関係機関
	第2節		災害復旧	
		第 1	公共施設の災害復旧	各局
		第 2	災害復旧に伴う財政援助の確保	防災危機管理局・各局
	第3節		災害復興	
		第 1	復興の基本的な考え方	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第 2	復興体制	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第 3	災害復興計画の策定	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第 4	復興のための事前準備	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章			災害応急対策計画	
	第1節		応急対策計画	
		第 1	防災活動体制	防災危機管理局
		第 2	配備種別	防災危機管理局
	第2節		地震災害警戒本部の設置及び運営	
		第 1	地震災害警戒本部設置前に行う事項	各局・区役所
		第 2	地震災害警戒本部の設置及び廃止	防災危機管理局
		第 3	地震災害警戒本部の組織及び運営等	各局・区役所
	第3節		地震防災応急対策の初動活動体制	
		第 1	配備・動員計画	防災危機管理局
		第 2	職員の動員	各局・区役所
		第 3	通常業務の取扱い	防災危機管理局
		第 4	各部・区本部間の相互応援	各局・区役所
	第4節		地震防災応急対策に係る措置に関する事項	
		第 1	地震予知情報等の伝達等	各局・区役所
		第 2	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	各局・区役所
		第 3	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報	関係機関・各局・区役所
		第 4	避難対策	関係機関・各局・区役所
		第 5	帰宅困難者対策	関係機関・各局・区役所
		第 6	消防・水防対策	消防局・緑政土木局
		第 7	社会秩序の維持対策	愛知県警
		第 8	病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係	関係機関
		第 9	生活関連物資の価格の安定	スポーツ市民局
		第 10	金融対策	関係機関・会計室
		第 11	郵便局対策	日本郵便㈱
		第 12	交通対策	関係機関・住宅都市局・緑政土木局・交通局
		第 13	緊急輸送	関係機関・各局
		第 14	他機関に対する応援要請等	関係機関・各局
		第 15	ボランティア・NPO等との連携	各局・区役所
		第 16	市が管理又は運営等する施設に関する対策	各局
		第 17	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達	関係機関・各局・区役所
	第5節		南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項	

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第1章	第5節		【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】	防災危機管理局
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】	
		第1	災害応急対策とるべき期間	防災危機管理局
		第2	発災に備えた資機材等の確保	各局・区役所
		第3	広報	関係機関・各局・区役所
		第4	避難対策	関係機関・各局・区役所
		第5	消防・水防対策	消防局・緑政土木局
		第6	警備対策	愛知県警
		第7	水道、電気、ガス、通信及び放送関係	関係機関
		第8	金融対策	関係機関・会計室
		第9	交通対策	関係機関・住宅都市局・交通局
		第10	市が管理又は運営等する施設に関する対策	各局・区役所
		第11	滞留旅客等に対する措置	関係機関・各局・区役所
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】	
		第1	災害応急対策をとるべき期間	防災危機管理局
		第2	広報	関係機関・各局・区役所
		第3	その他とるべき措置	関係機関・各局・区役所
	第6節		災害警戒本部の設置及び運営	
		第1	災害警戒本部の設置及び廃止	防災危機管理局
		第2	警戒本部の組織及び運営	各局・区役所
	第7節		災害対策本部の設置及び運営	
		第1	災害対策本部の設置及び廃止	防災危機管理局
		第2	本部の組織及び運営	各局・区役所
	第8節		初動活動体制	
		第1	防災活動体制の確立	防災危機管理局
		第2	震度別の初動活動等	各局・区役所
		第3	職員の動員	各局・区役所
		第4	各部・区本部の非常配備・動員計画	各局・区役所
		第5	通常業務の取扱い	各局・区役所
		第6	各部・区本部間の相互応援	
	第9節		情報連絡活動	
		第1	発災直後の情報収集	消防局
		第2	災害対策（警戒）本部情報センターの開設	総務局・防災危機管理局
		第3	情報等の種別及び収集・伝達	各局・区役所

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第9節	第 4	通信連絡手段の確保及び活用	防災危機管理局・消防局・上下水道局
	第10節		広報・広聴活動	
		第 1	広報活動	防災危機管理局・市長室・観光文化交流局・健康福祉局・区役所
		第 2	広聴活動	スポーツ市民局・区役所
	第11節		災害救助法の適用	
		第 1	適用基準	防災危機管理局・健康福祉局
		第 2	救助の種類	防災危機管理局・健康福祉局
		第 3	救助の実施	防災危機管理局・健康福祉局
	第12節		応援要請	
		第 1	他の地方公共団体等への応援要請	各局・区役所
		第 2	受援班の設置	防災危機管理局
		第 3	自衛隊に対する派遣要請	自衛隊・防災危機管理局
	第13節		消防・水防・津波対策活動	
			【消防活動】	
		第 1	消防活動の目標	消防局
		第 2	初動体制の確立	消防局
		第 3	情報の収集	消防局
		第 4	消防部隊の運用	消防局
		第 5	消防部隊活動要領	消防局
		第 6	無線通信の運用	消防局・防災危機管理局
		第 7	応援体制	消防局
			【水防活動】	
		第 1	確保すべき体制	緑政土木局
		第 2	活動内容	緑政土木局・消防局
		第 3	急傾斜地等対策	防災危機管理局・区役所・緑政土木局・消防局
			【津波対策】	
		第 1	消防・水防活動	緑政土木局・消防局・名古屋港管理組合
		第 2	水道、電気、ガス、通信、放送関係	関係機関
		第 3	交通対策	関係機関・交通局
		第 4	市が管理又は運営する施設に関する対策	各局
	第14節		避難	
		第 1	避難の指示	防災危機管理局・区役所
		第 2	避難誘導及び移送	防災危機管理局・教育委員会・消防局・区役所
		第 3	指定緊急避難場所の開設と管理運営	スポーツ市民局・教育委員会・防災危機管理局・区役所・住宅都市局
		第 4	指定避難所の開設及び管理運営	スポーツ市民局・教育委員会・防災危機管理局・区役所・住宅都市局
		第 5	避難状況等の報告	防災危機管理局・区役所

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第14節	第 6	避難所の解消	防災危機管理局・区役所
		第 7	警戒区域の設定	防災危機管理局・区役所
		第 8	帰宅困難者対策	防災危機管理局・住宅都市局・各局・区役所・関係機関
		第 9	広域一時滞在に係る協議	防災危機管理局
	第15節		医療救護・保健衛生	
			【医療救護】	
		第 1	救護班の編成	健康福祉局・病院局・総務局・日本赤十字社愛知県支部
		第 2	救護	健康福祉局・病院局・総務局・消防局・日本赤十字社愛知県支部
		第 3	医療・助産機関の被災状況の把握及び周知	健康福祉局・病院局・総務局・区役所・関係機関
		第 4	名古屋医療圏地域災害医療対策会議	健康福祉局・病院局・総務局・消防局・関係機関
		第 5	医薬品・衛生材料等の調達及び供給	健康福祉局・病院局・総務局
			【保健衛生】	
		第 1	感染症予防	健康福祉局
		第 2	保健衛生	健康福祉局
		第 3	食品衛生	健康福祉局
		第 4	逃走動物による危害の防止及び動物の救護	健康福祉局
		第 5	関係機関との連絡及び協力要請	健康福祉局
	第16節		輸送・道路等応急対策	
			【輸送】	
		第 1	車両等の調達	財政局
		第 2	配車等	財政局
		第 3	緊急通行車両等の確認手続	各局・区役所
		第 4	輸送ルート確保	緑政土木局・住宅都市局・防災危機管理局・消防局・名古屋港管理組合
			【道路等応急対策】	
		第 1	緊急輸送道路	緑政土木局
		第 2	担当部	緑政土木局
		第 3	道路被害情報の収集伝達	緑政土木局
		第 4	道路啓開活動	緑政土木局
		第 5	応急復旧活動	緑政土木局
		第 6	交通規制	緑政土木局・愛知県警
		第 7	要員及び建設機械等の確保	緑政土木局
		第 8	道路占用者との相互協力	緑政土木局
		第 9	他の道路管理者等との相互協力	緑政土木局
		第 10	災害対策基本法による放置車両等の措置	緑政土木局

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
	第17節		食品・生活必需品等の供給	
		第 1	供給の基本的方針	防災危機管理局・健康福祉局・経済局・子ども青少年局・上下水道局・環境局
		第 2	供給基準	防災危機管理局・健康福祉局
		第 3	物資の供給体制	防災危機管理局・財政局・経済局・健康福祉局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所
		第 4	物資の調達方法	健康福祉局・防災危機管理局・財政局・経済局・子ども青少年局・緑政土木局・観光文化交流局・区役所
		第 5	物資の輸送及び緊急物資集配拠点	健康福祉局・防災危機管理局・財政局・経済局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所
		第 6	国、愛知県、他都市への支援要請	健康福祉局・防災危機管理局・財政局・経済局・子ども青少年局・緑政土木局・観光文化交流局区役所
		第 7	物資の配布	健康福祉局・防災危機管理局・財政局・経済局・子ども青少年局・観光文化交流局・区役所
		第 8	救援物資の受入れ	健康福祉局・防災危機管理局・観光文化交流局・財政局・経済局・子ども青少年局・区役所
	第18節		要配慮者対策	
		第 1	基本方針	健康福祉局
		第 2	実施体制	健康福祉局・観光文化交流局・区役所
		第 3	安否確認	健康福祉局・区役所
		第 4	避難生活の確保	健康福祉局・観光文化交流局・住宅都市局・子ども青少年局・区役所
	第19節		遺体の搜索、処理及び火葬	
		第 1	遺体の搜索・収容	防災危機管理局・区役所
		第 2	遺体安置所の開設及び管理運営	区役所・健康福祉局・教育委員会・防災危機管理局
		第 3	遺体の検案	健康福祉局・区役所
		第 4	葬祭用品の調達	健康福祉局・区役所
		第 5	遺体の輸送	健康福祉局・防災危機管理局・区役所
		第 6	遺体の火葬	健康福祉局・区役所
	第20節		災害ごみ・災害がれき・し尿	
		第 1	体制・計画	環境局
		第 2	災害ごみ処理	環境局
		第 3	災害がれき処理	環境局
		第 4	し尿処理	環境局・上下水道局

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第1章	第21節		住宅等応急対策	
		第1	応急仮設住宅の供与	住宅都市局・財政局・緑政土木局・健康福祉局・消防局
		第2	被災住宅の応急修理	住宅都市局
		第3	住宅又はその周辺に運ばれた土石等の障害物の除去	住宅都市局
		第4	被災建築物・宅地に対する指導・相談	住宅都市局
		第5	市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保	住宅都市局
		第6	市有建築物の応急措置	住宅都市局
	第22節		文教対策	
		第1	学校教育における応急対策	教育委員会
		第2	社会教育における応急対策	教育委員会
	第23節		ボランティアとの連携	
		第1	平常時の連携	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第2	ボランティアの育成・教育	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第3	関係団体等への要請	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第4	受入れ体制	スポーツ市民局・健康福祉局・区役所・各局
		第5	活動支援	スポーツ市民局・健康福祉局・財政局・区役所
	第24節		労務供給	
		第1	労働者の雇用	防災危機管理局
		第2	市長（本部長）の強制従事命令等	防災危機管理局
	第25節		区の応急対策活動	
		第1	活動体制	防災危機管理局・区役所
		第2	大規模災害時の初動活動	防災危機管理局・区役所
		第3	災害救助地区本部	防災危機管理局・区役所
		第4	情報連絡活動	防災危機管理局・区役所
		第5	広報・広聴活動	防災危機管理局・区役所
		第6	避難	防災危機管理局・区役所
		第7	応急救助活動	防災危機管理局・区役所
		第8	要配慮者対策	防災危機管理局・区役所
		第9	緊急輸送	防災危機管理局・区役所
		第10	応援要請	防災危機管理局・区役所
		第11	ボランティアとの連携	防災危機管理局・区役所
		第12	区震災応急対策計画の策定	防災危機管理局・区役所
	第26節		地域安全・交通対策	
		第1	地域安全対策	愛知県警・名古屋海上保安部

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第26節	第 2	交通対策	愛知県警
	第27節		ライフライン施設の応急復旧	
			【給水及び水道施設等応急対策】	
		第 1	給水対策	上下水道局
		第 2	水道施設対策	上下水道局
		第 3	工業用水道施設対策	上下水道局
			【下水道施設応急対策】	
		第 1	応急対策要員の確保及び被害施設の調査	上下水道局
		第 2	下水道施設対策	上下水道局
		第 3	応急復旧用資機材・車両の確保	上下水道局
			【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話㈱）】	
		第 1	電信電話施設の現況	西日本電信電話㈱
		第 2	被害想定	西日本電信電話㈱
		第 3	電話、電報の優先利用	西日本電信電話㈱
		第 4	広報活動	西日本電信電話㈱
		第 5	応急復旧計画	西日本電信電話㈱
			【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス㈱）】	
		第 1	ガス施設の現況	東邦ガス㈱
		第 2	被害想定	東邦ガス㈱
		第 3	応急供給計画	東邦ガス㈱
		第 4	復旧計画	東邦ガス㈱
			【電力施設応急復旧計画（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A）】	
		第 1	電力施設の現況	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
		第 2	応急対策（電力復旧）	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
		第 3	要員及び資機材等の確保	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
		第 4	広報サービス体制	中部電力パワーグリッド㈱／㈱ J E R A
	第28節		交通施設の応急対策	
			【市営交通】	
		第 1	基本方針	交通局
		第 2	対策要員の動員	交通局
		第 3	通信の確保	交通局
		第 4	活動要領	交通局
		第 5	早期復旧体制の整備	交通局
			【東海旅客鉄道㈱】	
		第 1	基本方針	東海旅客鉄道㈱
		第 2	対策	東海旅客鉄道㈱
			【名古屋鉄道㈱】	

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第28節	第 1	基本方針	名古屋鉄道㈱
		第 2	対策	名古屋鉄道㈱
			【近畿日本鉄道㈱】	
		第 1	基本方針	近畿日本鉄道㈱
		第 2	対策	近畿日本鉄道㈱
	第29節		事業所等の安全対策	
		第 1	危険物等の安全対策	消防局
		第 2	有害化学物質等の安全対策	環境局・健康福祉局
		第 3	地下街の安全対策	消防局
	第30節		二次災害の防止	防災危機管理局
	第31節		金融対策計画	
		第 1	対策	関係機関・会計室
第 2 章			災害復旧計画	
	第1節		民生安定のための緊急措置	
		第 1	罹災証明書等の発行・被災者台帳の作成	財政局・区役所・スポーツ市民局・消防局
		第 2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	健康福祉局
		第 3	被災者生活再建支援金（法）の支給	健康福祉局
		第 4	災害見舞金等の贈呈	健康福祉局
		第 5	被災者生活再建支援金（市要綱）の支給	健康福祉局
		第 6	義援金の受付・配分	会計室・財政局・健康福祉局・区役所
		第 7	生活福祉資金の貸付	健康福祉局
		第 8	市税の減免等	財政局
		第 9	災害復旧資金の融資	経済局・緑政土木局・住宅都市局
		第 10	総合支援窓口の開設	防災危機管理局
		第 11	復旧・復興事業からの暴力団排除	各局・区役所・愛知県警察・関係機関
	第2節		災害復旧	
		第 1	公共施設の災害復旧	各局
		第 2	災害復旧に伴う財政援助の確保	防災危機管理局・各局
	第3節		災害復興	
		第 1	復興の基本的な考え方	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第 2	復興体制	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第 3	災害復興計画の策定	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局
		第 4	復興のための事前準備	総務局・防災危機管理局・住宅都市局・各局

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

	標題	担当
地震編資料		
地震編資料 1-18-1(1)	南海トラフ地震（過去地震考慮） 震度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(2)	南海トラフ地震（過去地震考慮） 液状化可能性分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(3)	南海トラフ地震（あらゆる可能性 考慮）震度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(4)	南海トラフ地震（あらゆる可能性 考慮）液状化可能性分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(5)	想定東海地震震度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(6)	想定東海地震液状化危険度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(7)	想定東南海地震震度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(8)	想定東南海地震液状化危険度分布 図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(9)	想定東海・東南海連動地震震度分 布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(10)	想定東海・東南海連動地震液状化 危険度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(11)	濃尾地震震度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-1(12)	濃尾地震液状化危険度分布図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（過去地震考慮） 津波（30 cm）到達時間図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（過去地震考慮） 最高津波水位図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（過去地震考慮） 浸水範囲図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（過去地震考慮） 浸水開始時間図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（あらゆる可能性 考慮）津波（30 cm）到達時間図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（あらゆる可能性 考慮）最高津波水位図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（あらゆる可能性 考慮）浸水範囲図	防災危機管理局
地震編資料 1-18-2	南海トラフ地震（あらゆる可能性 考慮）浸水開始時間図	防災危機管理局
地震編資料 2-2-1	大規模地震対策特別措置法による 措置の体系	防災危機管理局
地震編資料 2-11	地震関係ビデオ・DVD一覧	防災危機管理局・消防局
地震編資料 2-16-1	震災に関する調査研究項目一覧	防災危機管理局
地震編資料 3-3-1	地震・津波に関する情報等	気象台

計画参考 60-3 名古屋市地域防災計画担当

地震災害対策計画編 担当割目次一覧表

	標題	担当
地震編参考		
地震編参考 1	名古屋市防災会議地震災害対策部 会設置要綱	防災危機管理局
地震編参考 2	名古屋市防災会議地震災害対策部 会運営要領	防災危機管理局
地震編参考 3	気象庁震度階級	気象台
地震編参考 4	名古屋地方気象台において震度 1 以上を観測した地震回数（平成 11 年～令和 4 年）	気象台
地震編参考 5	名古屋市内で震度 4 以上を観測し た地震（昭和元年～令和 4 年）	気象台
地震編参考 6	明治以降、わが国で 100 人以上の 死者・行方不明者が出た地震・津 波	気象台
地震編参考 7	平成 7 年から令和 4 年に日本付近 で発生した主な地震とその被害	気象台、防災危機管理局

計画参考 60-4 名古屋市地域防災計画担当

原子力災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章			災害応急対策計画	
	第1節		緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	関係局
	第2節		初動活動体制	
		第 1	防災活動体制及び配備種別	関係局
		第 2	原子力防災業務関係者の安全確保	関係局
		第 3	応援要請（職員の派遣要請）	関係局
		第 4	受援班の設置	防災危機管理局・総務局・各局
	第3節		放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	
		第 1	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	関係機関・関係局
		第 2	放射線障害の発生又は拡大防止措置	事業者
		第 3	警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	関係局
		第 4	消防活動（消火・救助・救急）	消防局
		第 5	広報活動の実施	関係局
		第 6	交通規制の実施	県警察
		第 7	放射線防護資機材の貸出しのあっせん	関係局
		第 8	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	県・関係局
		第 9	事業者に対する労働者退避等措置の指示	愛知労働局
		第 10	医療関係活動	県・関係機関
	第4節		核燃料物質等の輸送中の事故による応急対策	
		第 1	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	関係機関・関係局
		第 2	放射線の測定、汚染の防止等	事業者
		第 3	専門的知識を有する職員の派遣要請	関係局
		第 4	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	県・関係局
		第 5	原子力災害合同対策協議会への出席	関係局
		第 6	屋内退避、避難勧告・指示	県・県警察・第四管区海上保安本部・関係局
		第 7	市民等への的確な情報伝達	第四管区海上保安本部・関係局
		第 8	医療関係活動	県・関係機関
		第 9	消防活動（消火・救助・救急）	消防局

計画参考 60-4 名古屋市地域防災計画担当

原子力災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 1 章	第4節	第 10	自衛隊への災害派遣要請等	関係局
		第 11	汚染された食品等の流通防止	関係局
		第 12	交通規制の実施	県警察
		第 13	輸送の確保	中部運輸局
		第 14	輻輳対策	西日本電信電話株式会社・KDD I 株式会社・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	第5節		県外の原子力発電所等における異常時対策	
		第 1	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	原子力事業者・関係局
		第 2	緊急事態応急対策等の実施	原子力事業者
		第 3	活動体制の強化（アドバイザーへの協力要請）	関係局
		第 4	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	県・関係局
		第 5	水道水・飲料水・食品等の放射能濃度の測定	関係局
		第 6	市民等への的確な情報伝達	関係局
		第 7	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	関係局
		第 8	医療関係活動	県・関係機関
		第 9	消防庁からの要請に基づく消防活動	消防局
		第 10	放射性物質による汚染の除去	原子力事業者・関係局
		第 11	緊急輸送・交通の確保	県・県警察
		第 12	水道水・飲料水・食品等の摂取制限等	関係局
		第 13	社会秩序の維持対策の実施	県・県警察
		第 14	風評被害等の影響の軽減	関係機関・関係局
		第 15	輻輳対策	西日本電信電話株式会社・KDD I 株式会社・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
		第 16	市外からの広域避難の受入れ	関係局
第 2 章			災害復旧計画	
	第1節		災害復旧（放射性物質災害、原子力災害）	
		第 1	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	県・関係局
		第 2	放射性物質による汚染の除去	関係局
		第 3	各種制限措置の解除	関係局
		第 4	心身の健康相談体制の整備	関係局

計画参考 60-4 名古屋市地域防災計画担当

原子力災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 2 章	第1節	第 5	風評被害等の影響の軽減	関係局
		第 6	被災中小企業等に対する支援	関係局
		第 7	物価の動向の把握	県
		第 8	復旧・復興事業からの暴力団排除	関係機関・関係局
		第 9	災害地域に係る記録等の作成	県・関係局

計画参考 60-5 名古屋市地域防災計画担当

産業災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
産業災害対策計画				
第 1 章			総則	
	第1節		目的	
		第 1	目的	防災危機管理局
		第 2	対象地域	防災危機管理局
	第2節		計画事項	
		第 1	産業災害の防災上処理すべき事務 又は業務の大綱	防災危機管理局
		第 2	災害予防計画	防災危機管理局
		第 3	災害応急対策計画	防災危機管理局
	第3節		処理すべき事務又は業務の大綱	
		第 1	名古屋市	防災危機管理局
		第 2	関係企業	防災危機管理局
	第4節		災害の想定	防災危機管理局
	第5節		防災組織	
		第 1	名古屋市	防災危機管理局
		第 2	関係企業	防災危機管理局
第 2 章			災害予防計画	
	第1節		危険物の保安	
		第 1	予防査察等の徹底	消防局
		第 2	企業の自主防火管理の徹底	消防局
		第 3	危険物安全週間の実施	消防局
	第2節		防災用設備及び資機材の整備等	
		第 1	市における防災用設備及び資機材 の整備等	防災危機管理局・消防局
		第 2	関係企業における防災用設備及び 資機材の整備等	防災危機管理局・消防局
	第3節		防災教育及び訓練	
		第 1	防災教育	防災危機管理局・消防局
		第 2	防災訓練	防災危機管理局・消防局
第 3 章			災害応急対策計画	
	第1節		職員等の動員及び活動	
		第 1	職員等の動員	防災危機管理局・消防局
		第 2	職員等の活動	防災危機管理局・消防局
	第2節		情報の収集及び伝達	
		第 1	情報の伝達の系統及び窓口の明確化	防災危機管理局・消防局
		第 2	情報伝達の時期及び内容	防災危機管理局・消防局
		第 3	通信手段の確保	防災危機管理局・消防局
	第3節		災害広報・広聴	
		第 1	広報の内容	市長室・防災危機管理局
		第 2	広報の方法	市長室・防災危機管理局

計画参考 60-5 名古屋市地域防災計画担当

産業災害対策計画編 担当割目次一覧表

章	節	番号	標 題	担 当
第 3 章	第3節	第 3	報道機関への協力	市長室・防災危機管理局
		第 4	広聴活動の実施	スポーツ市民局・区役所
	第4節		産業災害に対する消防活動	
		第 1	陸上における消防活動	消防局・防災危機管理局
		第 2	海上における消防活動	名古屋海上保安部・消防局・
	第5節		緊急輸送の確保	名古屋海上保安部・名古屋港管理組合・ 防災危機管理局
	第6節		避難及び救助	
		第 1	避難の指示、勧告等	防災危機管理局・消防局
		第 2	海難救助	名古屋海上保安部・防災危機管理局・消 防局
第 4 章			補則	防災危機管理局

産業災害対策計画編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
産業災害編資料		
資料 1-1-1	対象地域の現況	防災危機管理局
	(1) 自然状況	防災危機管理局
	(2) 開発の経過	防災危機管理局
	(3) 企業の進出状況（現況を含む）	防災危機管理局・消防局
資料 1-1-2	危険物施設の状況	消防局
資料 1-1-3	名古屋港における危険物積載船の運送状況調	名古屋港管理組合
	(1) 隻数	名古屋港管理組合
	(2) 総トン数	名古屋港管理組合
資料 1-1-4	石油施設等の地震による被害想定	防災危機管理局
	(1) 地震被害想定策定の基準	防災危機管理局
	(2) 被害想定	防災危機管理局
資料 2-2-1	防災関係機関及び企業の連絡窓口	防災危機管理局・消防局・各関係 機関等
	(1) 名古屋市	防災危機管理局・消防局
	(2) 防災関係機関	防災危機管理局・各関係機関等
	(3) 企業	消防局
資料 2-2-2	化学消火剤等の備蓄状況	消防局
資料 2-2-3	企業の消防力	消防局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 1	市域を流下する一級河川	緑政土木局
計画資料 2	市域を流下する二級河川	緑政土木局
計画資料 3	市域を流下する準用河川	緑政土木局
計画資料 4	その他の主な河川、水路、運河	緑政土木局
計画資料 5	名古屋の気候表（平年値）	名古屋地方気象台
計画資料 6	名古屋の気候表（極値）	名古屋地方気象台
計画資料 7	東海地方に接近した台風の数	名古屋地方気象台
計画資料 8	主な風水害（伊勢湾台風以降）	名古屋地方気象台
計画資料 9	台風情報の解説	名古屋地方気象台
計画資料 10-1	災害の種類	
	(1) 気象災害	名古屋地方気象台
	(2) 火災	防災危機管理局
	(3) 交通災害	防災危機管理局
	(4) その他の災害	防災危機管理局
計画資料 10-2	想定し得る最大規模の風水害に係るハザードの状況	防災危機管理局
計画資料 11	改修河川一覧	緑政土木局
計画資料 12	重要水防箇所	緑政土木局
	(1) 国土交通省管理区間	緑政土木局
	(2) 県・市管理区間	緑政土木局
	(3) 重要水防箇所重要度別集計表	緑政土木局
計画資料 13	重要水防箇所（ため池）	緑政土木局
計画資料 14	地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係	環境局
計画資料 15	急傾斜地崩壊危険区域	緑政土木局
計画資料 16	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	緑政土木局
計画資料 17	宅地造成工事規制区域図	住宅都市局
計画資料 18	防火対象物等	
	(1) 対象物一覧	消防局
	(2) 名古屋市内指定文化財	教育委員会
計画資料 19	高層建築物及び地下街	
	(1) 高層建築物区別一覧表	消防局
	(2) 地下街	住宅都市局・消防局
計画資料 20	危険物大量保有事業所	消防局
計画資料 21	毒物・劇物製造所	消防局
	(参考：毒物・劇物等の性状)	消防局
計画資料 22	高圧ガス大量保有事業所	消防局
計画資料 23	放射性物質保有事業所	消防局
計画資料 24	化学消火薬剤等の備蓄状況	消防局
計画資料 25	名古屋市地下街応急対策細目	消防局
計画資料 26	都市計画における地区の指定等	住宅都市局
	(1) 区域区分	住宅都市局
	(2) 用途地域	住宅都市局
	(3) 街路計画	住宅都市局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
	(4) 土地区画整理事業	住宅都市局
計画資料 27	避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）	住宅都市局
	(1) 避難地	住宅都市局
	(2) 避難経路等（防災道路）	住宅都市局
	(3) 骨格避難路	住宅都市局
計画資料 28	建築物防災上の制限	住宅都市局
	(1) 臨海部防災区域の指定	住宅都市局
	(2) 臨海部防災区域内に建築する場合の制限	住宅都市局
計画資料 29	雨量観測所	防災危機管理局・緑政土木局・上下水道局
計画資料 30	水位観測所	防災危機管理局・緑政土木局・上下水道局
計画資料 31	水防倉庫一覧	緑政土木局
計画資料 32	水防倉庫器具資材一覧	緑政土木局
計画資料 33	排水ポンプ所等	緑政土木局・上下水道局
	(1) ポンプ所一覧	緑政土木局・上下水道局
	(2) 湛水防除施設の現況	緑政土木局・上下水道局
	(3) 移動用応急排水ポンプ一覧（市保有）	緑政土木局・上下水道局
	(4) 移動用応急排水ポンプ一覧（東海農政局、貸出）	東海農政局
計画資料 34-1	消防施設	消防局
	(1) 施設一覧	消防局
	(2) 消防庁舎の現況	消防局
計画資料 34-2	地震計設置場所一覧	防災危機管理局
計画資料 35	消防機械配置一覧	消防局
計画資料 36	消防水利状況	消防局
	(1) 一般水利の整備状況	消防局
	(2) 大震火災対策施設の整備状況	消防局
計画資料 37	区別の消防団員及び主要消防機械	消防局
計画資料 38	有線機器一覧	総務局・消防局・交通局
	(1) 消防通信機器一覧表	消防局
	(2) 緊急通報専用電話並びに指令回線系統図	消防局
	(3) 交通局有線通信機器回線表	交通局
計画資料 39	無線機器一覧	防災危機管理局・消防局・上下水道局
	(1) 総括表（測定機器を除く。）	防災危機管理局・消防局・上下水道局
	(2) 無線機器一覧表	防災危機管理局・消防局・上下水道局
計画資料 40	下水処理施設一覧表	上下水道局
計画資料 41	災害救助用物資の備蓄	防災危機管理局
	(1) 食品	防災危機管理局
	(2) 生活必需品等	防災危機管理局
	(3) 応急救助用業務器材	防災危機管理局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 42	災害救助用物資の調達	経済局
	(1) 物資供給協定締結事業者	経済局
	(2) その他の業者（協力業者）	経済局・子ども青少年局・緑政土木局
計画資料 43	救出救急機械器具	消防局
計画資料 44-1	救急病院・救急診療所・感染症指定医療機関	健康福祉局
計画資料 44-2	透析医療機関（市内及び近隣市町村）	健康福祉局
計画資料 45	災害医療活動拠点・災害拠点病院・災害協力病院	健康福祉局・病院局
計画資料 46	愛知県内火葬場一覧表	健康福祉局
計画資料 47	避難指示発令基準	防災危機管理局
計画資料 48	区別指定緊急避難場所及び指定避難所施設数及び収容可能一覧	各区役所
計画資料 49	指定緊急避難場所（広域避難場所）一覧	防災危機管理局・各区役所
計画資料 50-1	指定緊急避難場所一覧（広域避難場所）	防災危機管理局・各区役所
計画資料 50-2	指定緊急避難場所一覧（一時避難場所）	防災危機管理局・各区役所
計画資料 51	指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所	各区役所
計画資料 51-2	南海トラフ地震臨時情報（巨大警戒地震）発表時の事前避難先	防災危機管理局・各区役所
計画資料 52	指定避難施設	防災危機管理局・各区役所
計画資料 53	福祉避難所施設一覧表	健康福祉局
計画資料 53-2	福祉避難所の指定及び設置運営について	健康福祉局
計画資料 54	名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表	各局・室・区役所
計画資料 55	名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧	各局・室・区役所
計画資料 56-1	無線通信系統図	防災危機管理局・消防局
	(1) 防災行政用無線	防災危機管理局
	(2) 消防無線	消防局
計画資料 56-2	無線局の設置状況	
	(1) 同報系	防災危機管理局
	(2) デジタル移動系	防災危機管理局
計画資料 57	気象・水象に関する予警報	名古屋地方気象台
計画資料 58	水門・閘門・防潮壁陸閘一覧	緑政土木局
	(1) 津波に関する安全が確保された場合及び高潮時に閉鎖する水門・閘門	名古屋港管理組合・緑政土木局
	(2) 津波に関する安全が確保された場合及び高潮時に閉鎖する防潮壁陸閘	名古屋港管理組合・緑政土木局
計画資料 59	河川等の巡視等箇所一覧表	緑政土木局
計画資料 60	ため池の巡視箇所一覧表	緑政土木局
計画資料 61	水防警報発表受報用紙	緑政土木局
計画資料 62-1	洪水予報文	緑政土木局
計画資料 62-2	避難判断水位（特別警戒水位）到達情報発表文	緑政土木局
計画資料 63	市保有の輸送車両等一覧表	環境局・緑政土木局・消防局・上下水道局・交通局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料 64	貨物自動車の調達	財政局
計画資料 65	水防上重要な水閘門箇所	名古屋港管理組合・緑政土木局
計画資料 66	潮位表	名古屋港管理組合
計画資料 67	区別同報無線設置状況	防災危機管理局・各区役所
計画資料 68	同報無線放送内容	防災危機管理局・各区役所
	(1) 防災情報等の種別及び伝達方法等	防災危機管理局・各区役所
	(2) 吹鳴パターン	防災危機管理局・各区役所
	(3) 放送文例	防災危機管理局・各区役所
計画資料 69	区別広報車保有状況	環境局・健康福祉局・消防局・上下水道局・各区
計画資料 70	上水道施設一覧	上下水道局
計画資料 71	工業用水道施設一覧	上下水道局
計画資料 72	応急給水用資機材	消防局・上下水道局
計画資料 73	応急給水施設	上下水道局
	(1) 常設給水栓	上下水道局
	(2) 仮設給水栓	上下水道局
	(3) 地下式給水栓	上下水道局
計画資料 74	災害応急用井戸登録事業所名簿	環境局
計画資料 75	建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達	環境局・緑政土木局・上下水道局・交通局
	(1) 市有の建設機械等	環境局・緑政土木局・上下水道局・交通局
	(2) 借上の建設機械等	緑政土木局
計画資料 76	防疫用資機材	健康福祉局
計画資料 77	清掃用施設・設備（ごみ関係）	環境局
	(1) ごみ処理施設	環境局
	(2) ごみ運搬車両数等	環境局
計画資料 78	清掃用施設・設備（し尿関係）	環境局
	(1) し尿作業場	環境局
	(2) し尿運搬車両数等	環境局
	(3) 災害用トイレ備蓄数	環境局・上下水道局
計画資料 79	道路現況一覧	緑政土木局
計画資料 80	橋梁現況一覧	緑政土木局
計画資料 81	貯木場	名古屋港管理組合
計画資料 82	交通関係施設等	交通局
	(1) 施設の名称、位置、車両一覧	交通局
	(2) 応急復旧用資機材	交通局
計画資料 83	ヘリコプターの地積基準	自衛隊・消防局
計画資料 84	緊急時ヘリコプター離着陸可能場所一覧	消防局
計画資料 85-1	地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）	防災危機管理局・消防局
計画資料 85-2	要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設）	健康福祉局、子ども青少年局
計画資料 86	一時避難場所及び退避施設一覧表（名古屋駅周辺地区、伏見・栄地区、及び金山駅周辺地区）	防災危機管理局・住宅都市局
計画資料 87	外部給電が可能な燃料電池自動車	環境局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画資料図 1	名古屋港耐震岸壁位置図	名古屋港管理組合
計画資料図 2	名古屋市水道施設位置図	上下水道局
計画資料図 3	名古屋市工業用水道給水区域図	上下水道局
計画資料図 4	名古屋市域の主な電力系統図	中部電力パワーグリッド(株)
計画資料図 5	主要導管網概要および天然ガス供給先	東邦ガス(株)
計画資料図 6	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域	防災危機管理局
計画参考 1	名古屋市防災会議条例	防災危機管理局
計画参考 2	名古屋市防災会議運営要綱	防災危機管理局
	○名古屋市防災会議委員等一覧	各委員所属機関等
計画参考 3	名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱	防災危機管理局
計画参考 4	名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領	防災危機管理局
	○名古屋市防災会議産業災害対策部会構成委員	各委員所属機関等
計画参考 5	名古屋市防災会議地震災害対策部会設置要綱	防災危機管理局
計画参考 6	名古屋市防災会議地震災害対策部会運営要領	防災危機管理局
	○名古屋市防災会議地震災害対策部会構成委員	各委員所属機関等
計画参考 7	名古屋市災害対策本部条例	防災危機管理局
計画参考 8	名古屋市災害対策本部運営要綱	防災危機管理局
計画参考 9	名古屋市災害警戒本部運営要綱	防災危機管理局
計画参考 10	名古屋市地震災害警戒本部条例	防災危機管理局
計画参考 11	名古屋市地震災害警戒本部運営要綱	防災危機管理局・各局・区・室
計画参考 12	名古屋市地震災害警戒準備本部の設置及び運営に関する要綱	防災危機管理局
計画参考 13	名古屋市地震対策連絡会議の設置及び運営に関する要綱	防災危機管理局
計画参考 14	名古屋市災害対策委員規則	防災危機管理局
計画参考 15	名古屋市災害救助地区本部規則	防災危機管理局
計画参考 16	名古屋市自主防災組織推進要綱	消防局
計画参考 17	自主防災組織結成状況	消防局
計画参考 18	地区防災計画策定状況	防災危機管理局
計画参考 19	名古屋市災害救助法施行細則（抄）	健康福祉局
計画参考 20	災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）	健康福祉局
計画参考 21	名古屋市災害救助基金条例	防災危機管理局
計画参考 22	災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約（日本赤十字社愛知県支部、愛知県）	健康福祉局
計画参考 23	愛知県内広域消防相互応援協定	消防局
計画参考 24	五都市消防相互応援協定	消防局
計画参考 25	東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	消防局
計画参考 26	高速道路における消防相互応援協定区間	消防局
計画参考 27	名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定	消防局
計画参考 28	21 大都市災害時相互応援に関する協定	防災危機管理局
計画参考 29	21 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	防災危機管理局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画参考 30	災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）	防災危機管理局
	○災害時等の応援に関する協定実施細則(防災)	防災危機管理局
	○災害時等の応援に関する協定実施要領(防災)	防災危機管理局
計画参考 31	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	環境局・上下水道局
計画参考 32	21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	健康福祉局
計画参考 33	21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	健康福祉局
計画参考 34-1	大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書	緑政土木局
計画参考 34-2	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	緑政土木局
計画参考 35	水道災害相互応援に関する覚書	上下水道局
計画参考 36-1	19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	上下水道局
	○19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目	上下水道局
計画参考 36-2	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	上下水道局
	○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定実施要領	上下水道局
計画参考 36-3	災害時の相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定（市対新潟市）	上下水道局
計画参考 36-4	災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書及び実施細目（市対横浜市）	上下水道局
計画参考 36-5	地震等緊急時における相互応援に関する協定（市対横浜市）	上下水道局
計画参考 37	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	上下水道局
	○東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定実施細則	上下水道局
計画参考 38	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	上下水道局
計画参考 39	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	上下水道局
計画参考 40-1	災害時の放送に関する協定（その 1）	市長室・防災危機管理局
	災害時の放送に関する協定（その 2）	市長室・防災危機管理局
	災害時の放送に関する協定（その 3）	市長室・防災危機管理局
	災害時の放送に関する協定（その 4）	市長室・防災危機管理局
	災害時の放送に関する協定（その 5）	市長室・防災危機管理局
	災害時の放送に関する協定（その 6）	市長室・防災危機管理局
	災害時の放送に関する協定（その 7）	市長室・防災危機管理局
計画参考 40-2	災害時における臨時災害放送局等に関する協定	防災危機管理局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画参考 40-3	名古屋市防災ラジオに関する協定書	防災危機管理局
計画参考 41	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	消防局
計画参考 42-1	災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）	健康福祉局
	災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）	健康福祉局
	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）	健康福祉局
	災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）	健康福祉局
	災害時動物救護に関する協定書（市対市獣医師会）	健康福祉局
	災害時発生時における防疫活動の協力に関する協定書（市対県ペストコントロール協会）	健康福祉局
	医薬品等供給センターの設置等に関する協定書（市対愛知学院大学）	健康福祉局
計画参考 42-2	災害時安否確認の情報提供に関する協定書	健康福祉局
計画参考 42-3	災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書（市対名古屋タクシー協会）	財政局・健康福祉局
計画参考 43-1	災害時における応急対策業務に関する協定（市対市建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対市建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定（市対県建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対県建設業協会）	緑政土木局
	災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定	緑政土木局
	災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に関する細目協定	緑政土木局
計画参考 43-2	災害時における応急対策業務に関する協定の市設建築物に係る実施の細目協定（市対市建設業協会）	住宅都市局
計画参考 43-3	災害時における応急対策業務に関する協定（市対4団体）	住宅都市局
計画参考 43-4	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定	住宅都市局
計画参考 43-5	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定書	住宅都市局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

計画参考 43-6	災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定（市対市測量設計業協会）	緑政土木局
	災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に関する細目協定（市対市測量設計業協会）	緑政土木局
計画参考 43-7	災害時における米穀の売却に関する協定書（市対5事業者）	緑政土木局
計画参考 43-8	災害時における応急対策業務に関する協定（市対市造園建設業協会）	緑政土木局
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対市造園建設業協会）	緑政土木局
計画参考 43-9	被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する協定（市対3団体）	緑政土木局
	被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する細目協定	緑政土木局
計画参考 43-10	災害時における建設機械器具の手配に関する協定	緑政土木局
	災害時における建設機械器具の手配に関する協定の実施に関する細目協定	緑政土木局
計画参考 44	災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定	緑政土木局
計画参考 45	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定（市対県石油商業組合市内各支部）	防災危機管理局
	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定実施細目	防災危機管理局
計画参考 46	災害対策支援協力に関する覚書（市対東海郵政局）	防災危機管理局
計画参考 47-1	大規模地震災害時における地域応援に関する協定（市対13事業所）	消防局
計画参考 47-2	大規模地震発生時の公益占用物件の復旧に関する取扱いについて	緑政土木局
計画参考 48	災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）	防災危機管理局
計画参考 49-1	災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（市対名古屋市社会福祉協議会）	スポーツ市民局
計画参考 49-2	災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（社会福祉法人名古屋市(16区)社会福祉協議会）	スポーツ市民局
計画参考 49-3	災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書（災害救護系ボランティア団体及びNPO）	スポーツ市民局

計画参考 60-6 名古屋市地域防災計画担当

附属資料編 担当割目次一覧表

	標 題	担 当
計画参考 49-4	災害時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書（公益社団法人名古屋青年会議所）	スポーツ市民局
計画参考 49-5	災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定（なごや災害ボランティア連絡会対社団法人名古屋建設業協会）	スポーツ市民局
計画参考 50-1	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書（市対全国霊柩自動車協会）	健康福祉局
計画参考 50-2	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（市対全日本冠婚葬祭互助会）	健康福祉局
計画参考 50-3	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（市対名古屋葬祭業協同組合）	健康福祉局
計画参考 50-4	災害発生時における棺等葬祭用品の供給及び霊柩自動車輸送の協力に関する協定	健康福祉局
計画参考 50-5	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	健康福祉局
計画参考 51	大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定	観光文化交流局
計画参考 52	災害時等における無人空港期の運用に関する協定書（6団体）	防災危機管理局
計画参考 53	災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定（中部電力パワーグリッド株式会社）	防災危機管理局、緑政土木局
計画参考 54	災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定書（西日本電信電話株式会社）	防災危機管理局、緑政土木局
計画参考 55	堀川口防潮水門操作要綱	名古屋港管理組合
計画参考 56	中川口通船門等操作要綱	名古屋港管理組合
計画参考 57	名古屋市防災行政用無線管理運営規程	防災危機管理局
計画参考 58	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	防災危機管理局
計画参考 59	防災関係機関及び連絡窓口	防災危機管理局・各関係機関等
計画参考 60-1	名古屋市地域防災計画担当（共通編）	各担当
計画参考 60-2	名古屋市地域防災計画担当（風水害等災害対策編）	各担当
計画参考 60-3	名古屋市地域防災計画担当（地震災害対策編）	各担当
計画参考 60-4	名古屋市地域防災計画担当（原子力災害対策計画編）	各担当
計画参考 60-5	名古屋市地域防災計画担当（産業災害対策計画編）	各担当
計画参考 60-6	名古屋市地域防災計画担当（附属資料）	各担当